

# 官報号外

平成三十年三月三十日

## ○ 第百九十六回 参議院会議録第十号

平成三十年三月三十日(金曜日)

午後一時一分開議

○議事日程 第十号

平成三十年三月三十日

午後一時開議

第一 東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○本日の会議に付した案件  
一、日程第一及び第二  
一、保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(第百九十五回国会内閣提出、第百九十六回国会衆議院送付)

第二 関税率定率法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第三 公害健康被害の補償等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第四 水産加工業施設改良資金金融通臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第五 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第六 道路法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○議長(伊達忠一君) これより会議を開きます。  
日程第一 東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)を議題といたします。

川博宗君。

[審査報告書及び議案は本号末尾に掲載]

○議長(伊達忠一君) これより採決をいたします。  
本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。  
〔投票開始〕

○議長(伊達忠一君) 間もなく投票を終了いたしました。——これにて投票を終了いたしました。  
〔投票終了〕

○議長(伊達忠一君) 投票の結果を報告いたします。

○投票総数 一百四十  
賛成 ○  
反対 ○

よつて、本案は全会一致をもつて可決されました。(拍手)  
〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○石川博宗君 ただいま議題となりました法律案につきまして、法務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

〔石川博宗君登壇、拍手〕  
本法律案は、衆議院法務委員長提出によるものでありまして、東日本大震災法律援助事業の執行状況に鑑み、いわゆる法テラス震災特例法の有効期限を三年間延長し、平成三十三年三月三十一日までとするものであります。

委員会におきましては、衆議院法務委員長平口洋君より趣旨説明を聴取した後、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。  
以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(伊達忠一君) 日程第二 関税率定率法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)並びに本日委員長から報告書が提出されました。

保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(第百九十五回国会内閣提出、第百九十六回国会衆議院送付)

十六回国会に追加し、両案を一括して議題とする」とに御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(伊達忠一君) 御異議ないと認めます。  
ます、委員長の報告を求めます。財政金融委員長長谷川岳君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕  
○長谷川岳君登壇、拍手)

○長谷川岳君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、いわゆるトランプ問題の我が国への影響、金の密輸入に係る罰則引上げの目的と効果等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案は、平成二十九年度末に期限が到来する少額短期保険業者に関する特例措置について、その期限を五年間延長するものであります。

委員会におきましては、少額短期保険業制度の現状、少額短期保険業者に対する規制の在り方等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案は、平成二十九年度末に期限が到来する少額短期保険業者に関する特例措置について、その期限を五年間延長するものであります。

委員会におきましては、少額短期保険業制度の現状、少額短期保険業者に対する規制の在り方等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

(桿植芳文君登壇、拍手)

○議長(伊達忠一君) これより両案を一括して採決いたします。

両案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(伊達忠一君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(伊達忠一君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(伊達忠一君) 投票の結果を報告いたしました。

委員会におきましては、愛知県及び三重県への委員派遣を行うとともに、現行の引き当て措置の期間を当分の間とする趣旨、次世代自動車の割合が増える下で自動車重量税収の引き当て措置を継続する妥当性、P.M.一・五を始めとする大気汚染対策の一層の推進の必要性等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

〔投票終了〕

よつて、本案は全会一致をもつて可決されました。(拍手)

○議長(伊達忠一君) 賛成 ○ 反対

一百四十  
一百四十  
○

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

よつて、両案は全会一致をもつて可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(伊達忠一君) よつて、両案は全会一致をもつて可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(伊達忠一君) 改良資金通臨時措置法の一部を改正する法律案

改良資金通臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(伊達忠一君) まず、委員長の報告を求めます。環境委員長桿

植芳文君。

反対

投票総数  
二百三十九  
二百三十九  
○

委員会におきましては、水産加工業の現状と支援策、水産加工資金制度が果たしてきた役割、東日本大震災被災地における水産加工業の復興に向

(号外)

<p>次いで、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。</p> <p>以上、御報告申し上げます。（拍手）</p> <p>○議長(伊達忠一君) これより採決をいたします。</p> <p>（野田国義君登壇、拍手）</p> <p>○野田国義君 ただいま議題となりました法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。</p> <p>本法律案は、全国的な貨物輸送網の形成及び道路交通の安全の確保とその円滑化を図るため、国土交通大臣による重要物流道路の指定に関する制度を創設するとともに、占用物件の適切な維持管理制度の推進、道路の改築に関する国の負担又は補助につきまして、外交防衛委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。</p> <p>本法律案は、在外公館として在ダバオ日本国総領事館及び北大西洋条約機構日本政府代表部を新設すること、既設の在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を改定すること、在外公館に勤務する外務公務員の子女教育手当の支給額を改定すること等について規定するものであります。</p> <p>○議長(伊達忠一君) 投票の結果を報告いたしました。</p> <p>（投票終了）</p> <p>○議長(伊達忠一君) 間もなく投票を終了いたしました。——これにて投票を終了いたしました。</p> <p>（投票開始）</p> <p>○議長(伊達忠一君) 間もなく投票を終了いたしました。——これにて投票を終了いたしました。</p> <p>（投票終了）</p> <p>○議長(伊達忠一君) 投票の結果を報告いたしました。</p> <p>投票総数 賛成 反対 二百三十九 二百二十一 十八</p> <p>よつて、本案は可決されました。（拍手）</p> <p>（投票者氏名は本号末尾に掲載）</p>	<p>次いで、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。</p> <p>以上、御報告申し上げます。（拍手）</p> <p>○議長(伊達忠一君) これより採決をいたしました。</p> <p>（野田国義君登壇、拍手）</p> <p>○野田国義君 ただいま議題となりました法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。</p> <p>本法律案は、全国的な貨物輸送網の形成及び道路交通の安全の確保とその円滑化を図るため、国土交通大臣による重要物流道路の指定に関する制度を創設するとともに、占用物件の適切な維持管理制度の推進、道路の改築に関する国の負担又は補助につきまして、外交防衛委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。</p> <p>本法律案は、在外公館として在ダバオ日本国総領事館及び北大西洋条約機構日本政府代表部を新設すること、既設の在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を改定すること、在外公館に勤務する外務公務員の子女教育手当の支給額を改定すること等について規定するものであります。</p> <p>○議長(伊達忠一君) 投票の結果を報告いたしました。</p> <p>（投票終了）</p> <p>○議長(伊達忠一君) 間もなく投票を終了いたしました。——これにて投票を終了いたしました。</p> <p>（投票開始）</p> <p>○議長(伊達忠一君) 間もなく投票を終了いたしました。——これにて投票を終了いたしました。</p> <p>（投票終了）</p> <p>○議長(伊達忠一君) 投票の結果を報告いたしました。</p> <p>投票総数 賛成 反対 二百三十九 二百二十一 十八</p> <p>よつて、本案は可決されました。（拍手）</p> <p>（投票者氏名は本号末尾に掲載）</p>
---	--

○議長(伊達忠一君) 間もなく投票を終了いたしました。——これにて投票を終了いたします。	投票開始	二百三十九	初年度として、自主自律を堅持し、放送を太い幹としつつインターネットも活用して、正確な情報
〔投票終了〕		二百三十七	を公平公正に伝えるとともに、受信料の公平負担徹底に向けた支払率の向上、時代にふさわしい働き方ができる組織への改革等に取り組むとしてお
○議長(伊達忠一君) 投票の結果を報告いたしました。		二十二	ります。
投票総数			の教育・保育給付の費用の一部に充てることとす
賛成			る等の措置を講じようとするものであります。
反対			委員会におきましては、事業主拠出金の率の上限を引き上げる理由及び効果、待機児童解消等に
よつて、本案は可決されました。(拍手)			向けた取組を支援するため、都道府県が関係市町村等と組織する協議会の果たす役割、企業主導型
(投票者氏名は本号末尾に掲載)			保育事業の実績及び今後の支援策、保育の質の向
二百三十九			上及び保育士の確保、処遇改善に向けた更なる取組等について質疑が行われましたが、その詳細は
一一百一十五			会議録によつて御承知願います。
十四			質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党的田村委員より反対、希望の会(自由・社会の山本委員より反対の旨の意見が述べられました。
葉賀津也君			次いで、採決の結果、本法律案は多數をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。
〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕			なお、本件につきましては、総務大臣から、収支予算等について、おおむね妥当なものと認められるとしながら、受信料額の引下げの可能性を含めた受信料の在り方について検討を行うこと、業務、受信料、ガバナンスの三位一体で改革を進める検討を引き続き実施すること、二度と働き過ぎによつて尊い命が失われることのないよう徹底した取組を行うこと等を求める意見が付されております。
○議長(伊達忠一君) 日程第七 子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。	○議長(伊達忠一君) 日程第八 放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件(衆議院送付)を議題といたします。	二十二	なお、本件につきましては、総務大臣から、収
まず、委員長の報告を求めます。内閣委員長様	まず、委員長の報告を求めます。総務委員長竹谷とし子君。	二十一	支予算等について、おおむね妥当なものと認められるとしながら、受信料額の引下げの可能性を含めた受信料の在り方について検討を行うこと、業務、受信料、ガバナンスの三位一体で改革を進める検討を引き続き実施すること、二度と働き過ぎによつて尊い命が失われることのないよう徹底した取組を行うこと等を求める意見が付されております。
葉賀津也君	〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕	二十一	なお、本件につきましては、総務大臣から、収
〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕	〔竹谷とし子君登壇、拍手〕	二十一	支予算等について、おおむね妥当なものと認められるとしながら、受信料額の引下げの可能性を含めた受信料の在り方について検討を行うこと、業務、受信料、ガバナンスの三位一体で改革を進める検討を引き続き実施すること、二度と働き過ぎによつて尊い命が失われることのないよう徹底した取組を行うこと等を求める意見が付されております。
〔竹谷とし子君登壇、拍手〕	○竹谷とし子君 ただいま議題となりました放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件につきまして、総務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。	二十一	なお、本件につきましては、総務大臣から、収
○議長(伊達忠一君) これより採決をいたしました。	本件は、日本放送協会の平成三十年度収支予算、事業計画及び資金計画について、国会の承認を求めるものであります。	二十一	支予算等について、おおむね妥当なものと認められるとしながら、受信料額の引下げの可能性を含めた受信料の在り方について検討を行うこと、業務、受信料、ガバナンスの三位一体で改革を進める検討を引き続き実施すること、二度と働き過ぎによつて尊い命が失われることのないよう徹底した取組を行うこと等を求める意見が付されております。
〔投票開始〕	○議長(伊達忠一君) 間もなく投票を終了いたしました。——これにて投票を終了いたします。	二十一	なお、本件につきましては、総務大臣から、収
〔投票終了〕	本法律案は、保育の需要の増大等に対応するため、一般事業主から徴収する拠出金の率の上限を引き上げるとともに、当該拠出金を子どものため	二十一	支予算等について、おおむね妥当なものと認められるとしながら、受信料額の引下げの可能性を含めた受信料の在り方について検討を行すこと、業務、受信料、ガバナンスの三位一体で改革を進める検討を引き続き実施すること、二度と働き過ぎによつて尊い命が失われることのないよう徹底した取組を行うこと等を求める意見が付されております。
○議長(伊達忠一君) 投票の結果を報告いたしました。	以上、御報告申し上げます。(拍手)	二十一	なお、本件につきましては、総務大臣から、収
す。	また、事業計画においては、三か年経営計画の	二十一	支予算等について、おおむね妥当なものと認められるとしながら、受信料額の引下げの可能性を含めた受信料の在り方について検討を行すこと、業務、受信料、ガバナンスの三位一体で改革を進める検討を引き続き実施すること、二度と働き過ぎによつて尊い命が失われることのないよう徹底した取組を行うこと等を求める意見が付されております。

官 報 (号外)

○議長(伊達忠一君) これより採決をいたします。

本件の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

○議長(伊達忠一君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

(投票開始)

○議長(伊達忠一君) 投票の結果を報告いたします。

(投票終了)

投票総数  
賛成  
反対  
一百三十九  
一百三十九  
○

よつて、本件は全会一致をもつて承認することに決しました。(拍手)

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

○議長(伊達忠一君) 本日はこれにて散会いたします。

午後一時二十五分散会

出席者は左のとおり。

議員	高木かおり君	平木 大作君
新妻 秀規君		
青山 繁晴君		
滝波 宏文君		
柘植 芳文君		
森 まさこ君		
山田 俊男君		

議長	伊達 忠一君
副議長	郡司 彰君

官報(号外)

平成三十年三月三十日 参議院会議録第十号

議長の報告事項

六

丸山 和也君	丸川 珠代君	田村 智子君	那谷屋正義君	外交防衛委員	辞任
徳永 エリ君	難波 奨二君	小川 敏夫君	山口那津男君	矢倉 克夫君	補欠
野田 国義君	田名部匡代君	長浜 博行君	西田 昌司君	小池 晃君	東 徹君
石井みどり君	佐藤 信秋君	鉢呂 吉雄君	藤木 真也君	柳田 稔君	井上 哲士君
吉川 俊治君	中野 正志君	山下 芳生君	市田 忠義君	森 ゆうこ君	石井 苗子君
白 真勲君	足立 信也君	小池 晃君	西田 昌司君	小池 晃君	大門 実紀史君
小林 正夫君	磯崎 哲史君	山下 芳生君	藤木 真也君	柳田 稔君	藤田 幸久君
吉川 俊治君	尾辻 秀久君	麻生 太郎君	西田 昌司君	川田 龍平君	神本 美恵子君
中曾根弘文君	山東 昭子君	野田 聖子君	小野田紀美君	森 ゆうこ君	丸山 和也君
大塚 耕平君	増子 輝彦君	上川 陽子君	西田 昌司君	川田 龍平君	徳永 エリ君
櫻井 充君	伊藤 孝彦君	河野 太郎君	藤木 真也君	片山 大介君	野田 国義君
矢田わか子君	江崎 孝君	野田 聖子君	西田 昌司君	片山 大介君	吉川 俊治君
山添 拓君	有田 芳生君	上川 陽子君	藤木 真也君	川田 龍平君	吉川 俊治君
浜口 誠君	杉尾 秀哉君	河野 太郎君	西田 昌司君	片山 大介君	吉川 俊治君
武田 良介君	石上 俊雄君	野田 聖子君	藤木 真也君	川田 龍平君	吉川 俊治君
森本 真治君	岩渕 友君	青山 繁晴君	西田 昌司君	片山 大介君	吉川 俊治君
川田 龍平君	川合 孝典君	青山 繁晴君	藤木 真也君	川田 龍平君	吉川 俊治君
石橋 通宏君	斎藤 嘉隆君	宮本 周司君	西田 昌司君	片山 大介君	吉川 俊治君
大野 元裕君	吉良よし子君	松山 政司君	藤木 真也君	川田 龍平君	吉川 俊治君
風間 直樹君	吉川 沙織君	松山 政司君	西田 昌司君	片山 大介君	吉川 俊治君
倉林 明子君	辰巳孝太郎君	矢倉 克夫君	藤木 真也君	川田 龍平君	吉川 俊治君
牧山ひろえ君	蓮 舶君	拓君	西田 昌司君	片山 大介君	吉川 俊治君
相原久美子君	芝 博一君	補欠	藤木 真也君	川田 龍平君	吉川 俊治君
仁比 聰平君	矢田わか子君	青山 繁晴君	西田 昌司君	片山 大介君	吉川 俊治君
藤田 幸久君	磯崎 哲史君	小池 晃君	藤木 真也君	川田 龍平君	吉川 俊治君
神本美恵子君	福山 哲郎君	矢田わか子君	西田 昌司君	片山 大介君	吉川 俊治君
井上 哲士君	法務委員	内閣委員	西田 昌司君	川田 龍平君	吉川 俊治君
松山 政司君	辞任	辞任	藤木 真也君	片山 大介君	吉川 俊治君
宮本 周司君	補欠	補欠	西田 昌司君	川田 龍平君	吉川 俊治君
井上 哲士君	国家基本政策委員	環境委員	西田 昌司君	片山 大介君	吉川 俊治君
井上 哲士君	辞任	辞任	藤木 真也君	川田 龍平君	吉川 俊治君
小池 晃君	補欠	補欠	西田 昌司君	片山 大介君	吉川 俊治君
一昨二十八日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	議長の報告事項	内閣委員	西田 昌司君	川田 龍平君	吉川 俊治君
井上 哲士君	法務委員	内閣委員	西田 昌司君	片山 大介君	吉川 俊治君
松山 政司君	辞任	辞任	藤木 真也君	川田 龍平君	吉川 俊治君
宮本 周司君	補欠	補欠	西田 昌司君	片山 大介君	吉川 俊治君
井上 哲士君	国家基本政策委員	環境委員	西田 昌司君	川田 龍平君	吉川 俊治君
井上 哲士君	辞任	辞任	藤木 真也君	片山 大介君	吉川 俊治君
小池 晃君	補欠	補欠	西田 昌司君	川田 龍平君	吉川 俊治君
一三号)、	関税定率法等の一部を改正する法律案(閣法第	議院運営委員会	西田 昌司君	片山 大介君	吉川 俊治君
財政金融委員会に付託	放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件(閣承認第一号)	理事 東 徹君 (東徹君の補欠)	藤木 真也君	川田 龍平君	吉川 俊治君

官 報 (号外)

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。		昨二十九日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	
平成三十年度一般会計予算		内閣委員 藤木 真也君	
平成三十年度特別会計予算		石井 準一君	
平成三十年度政府関係機関予算		藤木 真也君	
所得税法等の一部を改正する法律案		石井 準一君	
地方税法等の一部を改正する法律案		藤木 真也君	
地方交付税法及び特別会計に関する法律案の一部を改正する法律案		藤木 真也君	
同日次の質問主意書を内閣に転送した。		内閣委員 藤木 真也君	
意思決定支援等を行う者に対する研修の実施に関する質問主意書(川田龍平君提出)(第五〇号)		内閣委員 藤木 真也君	
同日国会において議決した次の予算を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。		内閣委員 藤木 真也君	
平成三十年度一般会計予算		内閣委員 藤木 真也君	
平成三十年度特別会計予算		内閣委員 藤木 真也君	
同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。		内閣委員 藤木 真也君	
所得税法等の一部を改正する法律		内閣委員 藤木 真也君	
地方税法等の一部を改正する法律		内閣委員 藤木 真也君	
地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律		内閣委員 藤木 真也君	
同日人事院総裁から、国と民間企業との間の人事交流に関する法律第二十三條第一項の規定に基づく平成二十九年官民人事交流に関する年次報告を受け領した。		内閣委員 藤木 真也君	
農林水産委員		農林水産委員 藤木 真也君	
経済産業委員		経済産業委員 藤木 真也君	
国土交通委員		国土交通委員 藤木 真也君	
環境委員		環境委員 藤木 真也君	
外交防衛委員		外交防衛委員 藤木 真也君	
財政金融委員		財政金融委員 藤木 真也君	
文教科学委員		文教科学委員 藤木 真也君	
行政監視委員		行政監視委員 藤木 真也君	
議院運営委員		議院運営委員 藤木 真也君	
同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。		同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。	
駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律案(閣法第一四号)		財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律を廃止する等の法律案(古賀之士君外三名発議)(参第五号)	
盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約の締結について承認を求めるの件(閣案第一号)		同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。	
二十九年の船舶の安全かつ環境上適正な再資源化のための香港国際条約の締結について承認を求めるの件(閣案第二号)		生活保護法等の一部を改正する法律案(池田真紀君外九名提出)(衆第九号)	
東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律に規定する指定都道府県の議会の議員の選挙区に関する臨時特例法案(逢沢一郎君外十二名提出)(衆第一〇号)		東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律に規定する指定都道府県の議会の議員の選挙区に関する臨時特例法案(逢沢一郎君外十二名提出)(衆第一〇号)	

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。

保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(第百九十五回国会閣法第四号)

財政金融委員会に付託

外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による

国際観光の振興に関する法律の一部を改正する

法律案(閣法第四号) 国土交通委員会に付託

同日委員長から次の報告書が提出された。

東日本大震災の被災者に対する援助のための日

本司法支援センターの業務の特例に関する法律の一部を改正する法律案(衆第八号)審査報告書

関税定率法等の一部を改正する法律案

同日委員長から次の報告書が提出された。

東日本大震災の被災者に対する援助のための日

本司法支援センターの業務の特例に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第四号)

関税定率法等の一部を改正する法律案(閣法第一三号)審査報告書

水産加工業施設改良資金融通臨時措置法の一部

を改正する法律案(閣法第一五号)審査報告書

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務

する外務公務員の給与に関する法律の一部を改

正する法律案(閣法第一九号)審査報告書

道路法等の一部を改正する法律案(閣法第三号)審査報告書

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案(閣法第六号)審査報告書

放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件(閣承認第一号)審査報告書

同日議員から次の質問主意書が提出された。

介護保険の訪問介護の「生活援助」に係る運営基

準の改定に関する質問主意書(相原久美子君提出)

六ヶ所再処理工場の高レベル廃液の早期安定化

に関する質問主意書(川田龍平君提出)(第五二号)

東海再処理工場の高放射性廃液の早期安定化に

関する質問主意書(川田龍平君提出)(第五三号)

国際観光旅客の使途に感染症対策を含めるべ

きことに関する質問主意書(川田龍平君提出)

(第五四号)

同日委員長から次の報告書が提出された。

東日本大震災の被災者に対する援助のための

本司法支援センターの業務の特例に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第四号)審査報告書

保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正

する法律案(第百九十五回国会閣法第四号)審査

報告書

同日委員長から次の報告書が提出された。

東日本大震災の被災者に対する援助のための

本司法支援センターの業務の特例に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第一六号)審査報告書

公害健康被害の補償等に関する法律の一部を改

正する法律案(閣法第一六号)審査報告書

水産加工業施設改良資金融通臨時措置法の一部

を改正する法律案(閣法第一五号)審査報告書

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務

する外務公務員の給与に関する法律の一部を改

正する法律案(閣法第一九号)審査報告書

道路法等の一部を改正する法律案(閣法第三号)審査報告書

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案(閣法第六号)審査報告書

放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を

求めるの件(閣承認第一号)審査報告書

要領書、

審査報告書

関税定率法等の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決し

た。よつて要領書を添えて報告する。

平成三十年三月二十九日

財政金融委員長 長谷川 岳

参議院議長 伊達 忠一殿

財政金融委員長 長谷川 岳

要領書

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、東日本大震災法律援助事業の執

行状況に鑑み、東日本大震災の被災者に対する

援助のための日本司法支援センターの業務の特

例に関する法律の有効期限を三年間延長し、平

成三十三年三月三十一日までとするものであ

り、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

要領書

東日本大震災の被災者に対する援助のための

日本司法支援センターの業務の特例に関する法律の一部を改正する法律案

右の本院提出案をここに送付する。

平成三十年三月二十七日

参議院議長 伊達 忠一殿

衆議院議長 大島 理森

参議院議長 伊達 忠一殿

衆議院議長 大島 理森

東日本大震災の被災者に対する援助のための

日本司法支援センターの業務の特例に関する法律の一部を改正する法律案

東日本大震災の被災者に対する援助のための

日本司法支援センターの業務の特例に関する法律の一部を改正する法律案(平成二十四年法律第六号)の一部を次のように改

正する。

附則第三条第一項中「平成三十年三月三十一日」

を「平成三十三年三月三十一日」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

一、費用

本法律施行に伴う平成三十年度一般会計の関

税増収見込額は、約百五十億円である。

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一、関税率の改正に当たっては、我が国の貿易をめぐる諸情勢を踏まえ、国民経済的な視点から

官報(号外)

国内産業、特に農林水産業及び中小企業に及ぼす影響を十分に配慮しつつ、調和のとれた対外経済関係の強化及び国民生活の安定・向上に寄与するよう努めること。

一 輸入消費税の脱税を目的とした金の密輸入事案が多発する中、税関においては、警察庁等の関係省庁との連携及び情報共有を強化しつつ、

一層厳格な水際取締りを行うこと。

一 最近におけるグローバル化の進展等に伴い、税関業務が増大し、複雑化する中で、適正かつ迅速な税関業務の実現を図り、また、覚醒剤等不正薬物・銃器を始めとした社会悪物品等の國內持込みの阻止など水際におけるテロ・治安維持対策の遂行により、国民の安心・安全を確保するため、取締検査機器等の整備に従事する税関職員の定員の確保、処遇改善、機構の充実及び職場環境の整備等に特段の努力を払うこと。

関税定率法等の一部を改正する法律案  
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。  
平成三十年三月二十二日

衆議院議長 大島 理森

参議院議長 伊達 忠一殿

第一条 関税定率法(明治四十三年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。  
関税定率法等の一部を改正する法律  
(関税定率法の一部改正)

別表第二八一八・三〇号中「三・九%」を「無税」に改める。

別表第二八二七・四九号を次のように改める。

別表第二八一八・三〇号中「三・九%」を「無税」に改める。

二 二 ラミー糸	四 四 その他のもの
三 三 その他のもの	五 五 その他のもの
六一・〇一 一 男子用のオーバーコート、カーポート、ケープ、クローケ、アーラック(スキージャケットを含む)、ウインドチーター、ウインドジャケットその他これらに類する製品(メリヤス編み又はクロセ編みのものに限るものとし、第六一・〇三項のものを除く)。	六一・〇一 一 男子用のオーバーコート、カーポート、ケープ、クローケ、アーラック(スキージャケットを含む)、ウインドチーター、ウインドジャケットその他これらに類する製品(メリヤス編み又はクロセ編みのものに限るものとし、第六一・〇三項のものを除く)。
六一・〇一 二 人造繊維製のもの	六一・〇一 二 人造繊維製のもの
六一・〇一 三 その他の紡織用繊維製のもの	六一・〇一 三 その他の紺織用繊維製のもの
六一・〇一 四 一 羊毛製又は纖獸毛製のもの	六一・〇一 四 一 羊毛製又は纖獸毛製のもの
六一・〇一 五 二 その他のもの	六一・〇一 五 二 その他のもの
六一・〇一 六 女子用のオーバーコート、カーポート、ケープ、クローケ、アーラック(スキージャケットを含む)、ウインドチーター、ウインドジャケットその他これらに類する製品(メリヤス編み又はクロセ編みのものに限るものとし、第六一・〇四項のものを除く)。	六一・〇一 六 女子用のオーバーコート、カーポート、ケープ、クローケ、アーラック(スキージャケットを含む)、ウインドチーター、ウインドジャケットその他これらに類する製品(メリヤス編み又はクロセ編みのものに限るものとし、第六一・〇四項のものを除く)。
六一・〇一 七 羊毛製又は纖獸毛製のもの	六一・〇一 七 羊毛製又は纖獸毛製のもの
六一・〇一 八 人造纖維製のもの	六一・〇一 八 人造纖維製のもの

に改める。

二 二 その他のもの	四 四 その他のもの
(一) 単核一価フェノール	(一) ジスプロシウム鉄合金
A パラーターシャリーブチルフェ	B その他のもの
ノール	ノール
四・六%	四・六%
無税	無税

二 二 その他のもの	四 四 その他のもの
(一) 単核一価フェノール	(一) ジスプロシウム鉄合金
A パラーターシャリーブチルフェ	B その他のもの
ノール	ノール
四・六%	四・六%
無税	無税

別表第二九〇七・一九号を次のように改める。

二 二 その他のもの	四 四 その他のもの
(一) 単核一価フェノール	(一) ジスプロシウム鉄合金
A パラーターシャリーブチルフェ	B その他のもの
ノール	ノール
四・六%	四・六%
無税	無税

二 二 その他のもの	四 四 その他のもの
(一) 単核一価フェノール	(一) ジスプロシウム鉄合金
A パラーターシャリーブチルフェ	B その他のもの
ノール	ノール
四・六%	四・六%
無税	無税

平成三十年三月三十日

参議院会議録第十号 関税定率法等の一部を改正する法律案

一〇

六一〇二・九〇	その他の紡織用纖維製のもの 男子用のスース、アンサンブル、ジャケット、ブレザー、ズボン、胸当てズボン、半ズボン及びショーツ(水着を除く)(メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る) スース	八・四%
六一〇三・一〇	一 羊毛製、纖獸毛製又は合成纖維製のもの 二 その他のもの アンサンブル 綿製のもの	八・四%
六一〇三・二九	合成纖維製のもの その他の紡織用纖維製のもの	一〇・九%
六一〇三・三三	一 羊毛製又は纖獸毛製のもの 二 その他のもの ジャケット及びブレザー 羊毛製又は纖獸毛製のもの	一〇・九%
六一〇三・三九	綿製のもの 合成纖維製のもの その他の紡織用纖維製のもの	一〇・九%
六一〇三・四一	ズボン、胸当てズボン、半ズボン及びショーツ 羊毛製又は纖獸毛製のもの	八・四%
六一〇三・四二	綿製のもの 合成纖維製のもの	一〇・九%
六一〇三・四三	ズボン、胸当てズボン、半ズボン及びショーツ 羊毛製又は纖獸毛製のもの	八・四%
六一〇三・四九	綿製のもの 合成纖維製のもの	一〇・九%
六一〇四・一三	女子用のスース、アンサンブル、ジャケット、ブレザー、ドレス、スカート、キュロットスカート、ズボン、胸当てズボン、半ズボン及びショーツ(水着を除く)(メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る) スース	一〇・九%
六一〇四・一九	合成纖維製のもの その他の紡織用纖維製のもの	一〇・九%
六一〇四・二三	一 羊毛製、纖獸毛製又は綿製のもの 二 その他のもの アンサンブル 綿製のもの	一〇・九%
六一〇四・二九	合成纖維製のもの その他の紡織用纖維製のもの	一〇・九%
六一〇四・三三	一 羊毛製、纖獸毛製又は合成纖維製のもの 二 その他のもの アンサンブル 綿製のもの	一〇・九%
六一〇四・三九	合成纖維製のもの その他の紡織用纖維製のもの	一〇・九%
六一〇四・四一	ズボン、胸当てズボン、半ズボン及びショーツ 羊毛製又は纖獸毛製のもの	八・四%
六一〇四・四二	綿製のもの 合成纖維製のもの	一〇・九%
六一〇四・四三	ズボン、胸当てズボン、半ズボン及びショーツ 羊毛製又は纖獸毛製のもの	八・四%
六一〇四・四四	綿製のもの 合成纖維製のもの	一〇・九%
六一〇四・四五	ズボン、胸当てズボン、半ズボン及びショーツ 羊毛製又は纖獸毛製のもの	八・四%
六一〇四・四五	綿製のもの 合成纖維製のもの	一〇・九%
六一〇四・五三	ズボン、胸当てズボン、半ズボン及びショーツ 羊毛製又は纖獸毛製のもの	八・四%
六一〇四・五九	綿製のもの 合成纖維製のもの	一〇・九%
六一〇四・六一	ズボン、胸当てズボン、半ズボン及びショーツ 羊毛製又は纖獸毛製のもの	八・四%
六一〇四・六二	綿製のもの 合成纖維製のもの	一〇・九%
六一〇四・六三	ズボン、胸当てズボン、半ズボン及びショーツ 羊毛製又は纖獸毛製のもの	八・四%
六一〇四・六九	綿製のもの 合成纖維製のもの	一〇・九%
六一〇四・七一	ズボン、胸当てズボン、半ズボン及びショーツ 羊毛製又は纖獸毛製のもの	八・四%
六一〇四・七二	綿製のもの 合成纖維製のもの	一〇・九%
六一〇四・七三	ズボン、胸当てズボン、半ズボン及びショーツ 羊毛製又は纖獸毛製のもの	八・四%
六一〇四・七四	綿製のもの 合成纖維製のもの	一〇・九%
六一〇四・七九	ズボン、胸当てズボン、半ズボン及びショーツ 羊毛製又は纖獸毛製のもの	八・四%
六一〇四・八〇	綿製のもの 合成纖維製のもの	一〇・九%
六一〇四・八一	ズボン、胸当てズボン、半ズボン及びショーツ 羊毛製又は纖獸毛製のもの	八・四%
六一〇四・八二	綿製のもの 合成纖維製のもの	一〇・九%
六一〇四・八三	ズボン、胸当てズボン、半ズボン及びショーツ 羊毛製又は纖獸毛製のもの	八・四%
六一〇四・八四	綿製のもの 合成纖維製のもの	一〇・九%
六一〇四・八五	ズボン、胸当てズボン、半ズボン及びショーツ 羊毛製又は纖獸毛製のもの	八・四%
六一〇四・八六	綿製のもの 合成纖維製のもの	一〇・九%
六一〇四・八七	ズボン、胸当てズボン、半ズボン及びショーツ 羊毛製又は纖獸毛製のもの	八・四%
六一〇四・八八	綿製のもの 合成纖維製のもの	一〇・九%
六一〇四・八九	ズボン、胸当てズボン、半ズボン及びショーツ 羊毛製又は纖獸毛製のもの	八・四%
六一〇四・九〇	綿製のもの 合成纖維製のもの	一〇・九%

別表第六一・〇五項中	一 オープンシャツ、ポロシャツその他これ らに類するシャツ	八・四%
(一) ししゆうしたもの、レースを使用した もの及び模様編みの組織を有するもの (二) その他のもの	一 オープンシャツ、ポロシャツその他これ らに類するシャツ	一六・八%
(一) ししゆうしたもの、レースを使用した もの及び模様編みの組織を有するもの (二) その他のもの	一 ブラウス、シャツブラウス、オーブン シャツ、ポロシャツその他これらに類す るシャツ	一四%
第六一〇六・一〇号及び第六一〇六・九〇号中	一 オープンシャツ、ポロシャツその他これ らに類するシャツ	一〇・九%
	一 ブラウス、シャツブラウス、オーブン シャツ、ポロシャツその他これらに類す るシャツ	一〇・九%

官報(号外)

一 ブラウス、シャツブラウス、オーブン シャツ、ボロシャツその他これらに類するシャツ	
一六・八%】を「 一四%】に改める。	
別表第六一〇七・九一号及び第六一〇七・九九号中 二 一 バスロープ、ドレッシングガウンその 他これらに類する製品	
一六・八%】を「 一四%】に改め	
別表第六一〇八・九一号から第六一〇八・九九号までの規定中 二 一 ネグリジェ、バス グガウンその他この 他これらに類する製品	
一六・八%】を「 一四%】に改め	
四%】に改める。 別表第六一・〇九項中	
一 異なる色の糸から成るもの及びなせんし たもの	
(一) ししゆうしたもの、レースを使用した もの及び模様編みの組織を有するもの	
(二) その他のもの	
一六・八%】を「 一四%】に改め、同表第六一一・九〇号中	
二 一 パスロープ、ドレッシングガウンその 他これらに類する製品	
一六・八%】を「 一四%】に改め	
三 その他のもの	
(一) ししゆうしたもの、レースを使用した もの及び模様編みの組織を有するもの	
(二) その他のもの	
一六・五%】を「 一三・六%】に改め、同表第六一一・三〇号中	
四 一〇・七%】に改め、同表第六一一・九〇号中 三 その他のもの	
(一) ししゆうしたもの、レースを使用した もの及び模様編みの組織を有するもの	
(二) その他のもの	
一六・八%】を「 一四%】に改め、同表第六一一・九〇号中	
五 一〇・九%】に改める。 別表第六一・一〇項を次のように改める。 六一・一〇 一 ジャージー、ブルオーバー、カーディガン、ベストその他これらに類する製品(メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る) 六一・一〇・一一 羊毛製又は纖獸毛製のもの 六一・一〇・一二 羊毛製のもの カシミヤ毛製のもの 六一・一〇・一九 その他のもの 六一・一〇・二〇 編製のもの 六一・一〇・三〇 人造纖維製のもの 六一・一〇・九〇 その他の紡織用纖維製のもの	
六一・一〇・九%】に改める。	
七 一〇・九%】に改める。	
八 一〇・九%】に改める。	
九 一〇・九%】に改める。	
十 一〇・九%】に改める。	
十一 一〇・九%】に改める。	
十二 一〇・九%】に改める。	





平成三十年三月三十日

参議院会議録第十号 関税定率法等の一部を改正する法律案

一四

三 課税価格が一キログラムにつき五〇〇円を超えるもの

七四〇三・一九

一 課税価格が一キログラムにつき四八五円以下のもの

もの

二 課税価格が一キログラムにつき四八五円を超える五〇〇円以下のもの

一キログラムにつき一五円

一 課税価格が一キログラムにつき五〇〇円を超える五〇〇円以下のもの

一キログラムにつき一五円

三 課税価格が一キログラムにつき五〇〇円を超える五〇〇円以下のもの

一キログラムにつき一五円

号中

一 課税価格が一キログラムにつき四八五円を超える五〇〇円以下のもの

一キログラムにつき八円

一キログラムにつき八円

一 課税価格が一キログラムにつき一八〇円を超えるもの

一キログラムにつき八円

一キログラムにつき八円

(二) 課税価格

○円を超えるもの

官 報 (号 外)

のもの(鉛の含有量が全重量を超えるものに限る)。  
が一キログラムにつき一六銭以下のもの  
が一キログラムにつき一六銭を超過一七〇円以下のもの

一キログラムにつき、  
課税価格と  
一七〇円との  
差額

に改め、同表第七八〇一・九九号中

(二) (一)  
その電解重量

が一キログラムにつき一七  
えるもの

一キログラムにつき、  
課税価格と  
一七〇円との  
差額

精製用のもの(鉛の含有量が全重量の九五%を超えるものに限る)。  
他のもの

一キログラムにつき、  
課税価格と  
一七〇円との  
差額

を

(一) 電解精製用のもの(鉛の含有量が全重量の九五%を超えるものに  
る)。

A 課税価格が一キログラムにつき

六五円三七銭以下のもの

B 課税価格が一キログラムにつき

六五円三七銭を超えて一七〇円以下のもの

C 課税価格が一キログラムにつき  
七〇円を超えるもの  
のもの

(二) その他のもの

A 課税価格が一キログラムにつき

七二円以下のもの

B 課税価格が一キログラムにつき  
七二円を超えて一八〇円以下のもの

一 の 一		一 一 一		下 一 一 限 が	
一	一	一	一	一	二・八%
一キログラムにつき、 課税価格と 一八〇円との 差額	一キログラムにつき、 課税価格と 一七〇円との 差額	一キログラムにつき、 課税価格と 一七〇円との 差額	無税	一キログラムにつき、 課税価格と 一七〇円との 差額	一キログラムにつき、 課税価格と 一七〇円との 差額
無税	無税	無税	無税	無税	二・八%

に改める。

C 課税価格が一キログラムにつき  
八〇円を超えるもの

別表第七九〇一・一一号及び第七九〇一・一二号を次のように改める。

七九〇一・一一  
畳鉛の含有量が全重量の九九・九九%以上のもの

一 課税価格が一キログラムにつき一四一円以下のもの

一キログラムにつき八

## 二 課税価格が一千円以上二千円を超えるもの

二五〇円以下のもの  
二五〇円以上三千円以下のもの

## 三 課税価格が一千円以上二千円を超えるものの

二五〇円以上三千円以下のもの  
三千円以上四千円以下のもの

## 七九〇一・一一 亜鉛の含有量が全重量の九九・九九%未満のもの

## 一 課税価格が一千円以上二千円を超えるものの

二千円以上三千円以下のもの  
三千円以上四千円以下のもの

一キログラムにつき二千円を超過するもの	一千円以上二千円以下のもの	二千円以上三千円以下のもの	三千円以上四千円以下のもの
一キログラムにつき八円	一キログラムにつき八円	一キログラムにつき八円	一キログラムにつき八円

## 二 課税価格が一千円以上二千円を超えるものの

二千円以上三千円以下のもの  
三千円以上四千円以下のもの

一キログラムにつき、課税価格と二千円との差額	一キログラムにつき、課税価格と二千円との差額	一キログラムにつき、課税価格と二千円との差額	一キログラムにつき、課税価格と二千円との差額
無税	無税	無税	無税

## (関税法の一部改正)

第一条 関税法(昭和二十九年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第一百一一条第一項中「五百円」を「千円」に改め、同項各号列記以外の部分に次のただし書きを加える。

ただし、当該犯罪に係る貨物の価格の五倍が千円を超えるときは、罰金は、当該価格の五倍以下とする。

第一百一一条第一項中「五百円」を「千円」に改め、同項に次のただし書きを加える。  
ただし、当該犯罪に係る貨物の価格の三倍が五百円を超えるときは、罰金は、当該価格の三倍以下とする。

ただし、当該犯罪に係る貨物の価格の五倍が千円を超えるときは、罰金は、当該価格の五倍以下とする。

## (関税暫定措置法の一部改正)

第二条 関税暫定措置法(昭和三十五年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。

第二条中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改める。

第七条の三第一項及び第八項、第七条の第四項、第七条の五第一項及び第三項並びに第七

条の六第一項、第二項及び第七項中「平成二十一年度」を「平成三十一年度」に改める。

第八条の四を次のように改める。

(特恵受益国等原産品であることの確認)

第八条の四 税関長は、輸入申告がされた貨物について、第八条の二第一項又は第三項(特恵受益国等原産品による関税等)の規定による関税についての便益を適用する場合において、当該貨物が特恵受益国等を原産地とする物品(以下この項において「特恵受益国等原産品」という。)であるかどうかの確認をするために必要があるときは、次に掲げる方法によりその確認をすることができる。

一 当該貨物を輸入する者に対し、当該貨物が特恵受益国等原産品であることを明らかにする資料の提供を求める方法  
二 特恵受益国等の権限ある当局(特恵受益国等から輸出される貨物が特恵受益国等原産品であることを証明する書類の発給に関する権限を有する機関をいう。以下この条において同じ。)又は当該貨物の輸出者若しくは生産者に対する質問し、又は当該貨物が特恵受益国等原産品であることを明らかにする資料の提供を求める方法

三 その職員に、当該貨物の輸出者又は生産者の事務所その他の必要な場所において、その者の同意を得て、実地に書類その他の物件を調査させる方法

四 特恵受益国等の権限ある当局に対し、当該特恵受益国等の権限ある当局が当該貨物の輸出者又は生産者の事務所その他の必要な場所において行う検査に、その者の同意を得て、我が国の税關職員を立ち会わせ、

及び当該検査において収集した資料を提供することを求める方法

2 前項第二号の質問又は求めは、当該質問又は求めを受けた者が当該質問に対する回答又は當該求めに係る資料の提供をすべき相当の期間を定めて、書面をもつてするものとする。

3 税関長は、その職員に第一項第三号の調査をさせようとするときは、特恵受益国等が当該調査に同意するかどうかを回答すべき相当の期間を定めて、書面によりその旨を通知するものとする。

4 第一項第四号の求めは、特恵受益国等の権限ある当局が当該求めに応するかどうかを回答すべき相当の期間を定めて、書面をもつてするものとする。

5 税関長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、第八条の二第一項又は第三項の規定による関税についての便益の適用を受けようとする貨物について、当該便益を与えないことができる。

一 当該貨物が当該便益の適用を受けるための要件を満たしていないとき。

二 当該貨物を輸入する者が当該便益の適用を受けるために必要な手続をとらないとき。

三 第一項第二号の質問又は求めを行った場合において、当該質問又は求めを受けた者が、第二項の規定により定めた期間内に、当該質問に対する回答若しくは当該求めに係る資料の提供をしないとき、又は当該質問に対する回答若しくは当該求めに対し提供した資料が十分でないとき。

四 第三項の通知をした場合において、特恵

官報(号外)

受益国等又は当該通知に係る貨物の輸出者若しくは生産者が第一項第三号の調査を拒んだとき、又は第三項の規定により定めた期間内に当該通知に対する回答をしないとき。

第一項第四号の求めを行つた場合において、特惠受益国等の権限ある当局が、当該求めを拒んだとき、前項の規定により定めた期間内に当該求めに対する回答をしないとき、当該求めに係る資料の提供をしないとき、又は当該求めに対し提供した資料が十分でないとき。

6 税関長は、第一項の規定による確認をしたときは、その結果の内容(その理由を含む)を当該確認に係る貨物を輸入する者に通知するものとする。

別表第一第七四・〇二項から第七九・〇一項までを削る。

別表第一の三、別表第一の三の二、別表第一の六及び別表第一の八中「平成三〇年三月三一日」を平成三一年三月三一日に改める。

別表第三の一九の項中「関税率表第五三〇八・九〇号の二に掲げる物品のうち」及び「ラミニ系」を削り、同表の二七の項中「第六二一六・〇〇号」を「第六二一六・〇〇号の二」に改める。

(施行期日)  
附 則

第一条 この法律は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

(罰則に関する経過措置)  
第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律の一部改正)

第三条 環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律(平成二十八年法律第八号)の一部を次のように改正する。

第四条のうち、関税暫定措置法第七条の三第六項の改正規定中「〔〕とあるのは」を「〔〕と「〔〕に改め、同法第七条の六第一項第一号及び第二号の改正規定、同条第二項に〔〕を加える改正規定並びに同条第七項の改正規定中「平成二十九年度」を「平成三十年度」に改める。

参議院議長 伊達 忠一 殿 衆議院議長 大島 理森

保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(第百九十五回国会内閣提出、本院繼續審査)  
右の内閣提出案は本院において可決した。よつてこれを送付する。

平成三十年三月二十七日

参議院議長 伊達 忠一 殿 衆議院議長 大島 理森

保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(第百九十五回国会内閣提出、本院繼續審査)  
右の内閣提出案は本院において可決した。よつてこれを送付する。

害に関する補償給付の支給等に要する費用の一部に充てるため、当分の間、自動車重量税の収入見込額の一部に相当する金額を独立行政法人環境再生保全機構に交付しようとするものなり、妥当な措置と認める。  
なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用  
本法施行に要する経費として、平成三十年度一般会計予算(環境省所管)に七十三億六千百万円が計上されている。

附 帯 決 議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講すべきである。  
一、被認定者の年齢構成は、三十代、四十代の者が全体の半数近くを占めるところから、制度の維持及び財源の安定的な確保に努めること。また、制度の適切な在り方について、被認定者の要望等を踏まえ、適宜見直しを行うこと。

二、自動車NOx・PM法による取組を始め、各種次世代自動車の開発・普及の促進、エコドライブの推進、公共交通機関の利便性の一層の向上、交通流対策の促進等、自動車排出ガス総量削減に資する対策について、政府が一体となって取り組むこと。

三、PM2・五及び光化学オキシダント等による大気汚染については、国内における排出源対策を着実に推進するとともに、必要に応じて追加的排出抑制策を検討すること。また、科学的な意見の充実に一層努めるとともに、アジア各国との越境汚染対策に関する協力を推進すること。

審査報告書  
一、委員会の決定の理由  
本法律案は、平成三十一年三月三十一日にその期が到来する特定保険業者であつた少額短期保険業者等が引受け可能な保険金額に関する特例措置について、保険契約者等への影響に鑑み、当該特例措置の期限の延長を行うものであり、妥当な措置と認める。

一、費用  
本法律施行に伴い、別に費用を要しない。

一、委員会の決定の理由  
本法律案は、大気の汚染の影響による健康被

害に関する補償給付の支給等に要する費用の一部に充てるため、当分の間、自動車重量税の収入見込額の一部に相当する金額を独立行政法人環境再生保全機構に交付しようとするものなり、妥当な措置と認める。  
なお、別紙の附帯決議を行つた。

## 公害健康被害の補償等に関する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成三十年三月二十二日

衆議院議長 大島 理森

参議院議長 伊達 忠一殿

公害健康被害の補償等に関する法律の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

## 要領書

## 一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における水産加工品の原材料の供給事情及び水産加工品の貿易事情の変化に鑑み、引き続き、株式会社日本政策金融公庫が一定の要件に該当する水産加工施設の改良等に必要な資金の貸付けの業務を行うことができることとするため、現行法の有効期限を平成三十年三月三十一日までの五年間延長しようとするものであり、妥当な措置と認める。

十五年三月三十一日までの五年間延長しようとするものであり、妥当な措置と認める。

平成三十年三月二十九日

外交防衛委員長 三宅 伸吾

参議院議長 伊達 忠一殿

## 要領書

## 一、委員会の決定の理由

本法律案は、在外公館として在ダバオ日本国総領事館及び北大西洋条約機構日本政府代表部を新設するとともに、同総領事館及び同政府代表部に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を定めること、既設の在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を改定すること及び在外公館に勤務する外務公務員の子女教育手当の支給額を改定することを内容とするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成三十年三月二十三日

衆議院議長 大島 理森

参議院議長 伊達 忠一殿

## 一、費用

本法施行に要する経費として、平成三十年度一般会計予算(外務省所管)に約一億八千二百六十七万円が計上されている。

この法律は、公布の日から施行する。

この法律は、公布の日から施行する。

この法律は、公布の日から施行する。

この法律は、公布の日から施行する。

この法律は、公布の日から施行する。

この法律は、公布の日から施行する。

この法律は、公布の日から施行する。

## 平成三十年三月十六日

## 衆議院議長 大島 理森

## 参議院議長 伊達 忠一殿

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。

よつて要領書を添えて報告する。

平成三十年三月二十九日

外交防衛委員長 三宅 伸吾

参議院議長 伊達 忠一殿

## 要領書

## 一、委員会の決定の理由

本法律案は、在外公館として在ダバオ日本国総領事館及び北大西洋条約機構日本政府代表部を新設するとともに、同総領事館及び同政府代表部に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成三十年三月二十三日

衆議院議長 大島 理森

参議院議長 伊達 忠一殿

## 一、費用

本法施行に要する経費として、平成三十年度一般会計予算(外務省所管)に約一億八千二百六十七万円が計上されている。

この法律は、公布の日から施行する。

この法律は、公布の日から施行する。

この法律は、公布の日から施行する。

この法律は、公布の日から施行する。

この法律は、公布の日から施行する。

この法律は、公布の日から施行する。

この法律は、公布の日から施行する。

## 衆議院議長 大島 理森

## 参議院議長 伊達 忠一殿

## 別表第一を次のように改める。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて要領書を添えて報告する。

平成三十年三月二十九日

外交防衛委員長 三宅 伸吾

参議院議長 伊達 忠一殿

## 要領書

## 一、委員会の決定の理由

本法律案は、在外公館として在カラチ日本国総領事館及び在ダバオ日本国総領事館を新設するとともに、同総領事館及び同政府代表部に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成三十年三月二十三日

衆議院議長 大島 理森

参議院議長 伊達 忠一殿

## 一、費用

本法施行に要する経費として、平成三十年度一般会計予算(外務省所管)に約一億八千二百六十七万円が計上されている。

この法律は、公布の日から施行する。

この法律は、公布の日から施行する。

この法律は、公布の日から施行する。

この法律は、公布の日から施行する。

この法律は、公布の日から施行する。

この法律は、公布の日から施行する。

この法律は、公布の日から施行する。

## 衆議院議長 大島 理森

## 参議院議長 伊達 忠一殿

## 別表第一を次のように改める。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて要領書を添えて報告する。

平成三十年三月二十九日

外交防衛委員長 三宅 伸吾

参議院議長 伊達 忠一殿

## 要領書

## 一、委員会の決定の理由

本法律案は、在外公館として在カラチ日本国総領事館及び在ダバオ日本国総領事館を新設するとともに、同総領事館及び同政府代表部に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成三十年三月二十三日

衆議院議長 大島 理森

参議院議長 伊達 忠一殿

## 一、費用

本法施行に要する経費として、平成三十年度一般会計予算(外務省所管)に約一億八千二百六十七万円が計上されている。

この法律は、公布の日から施行する。

この法律は、公布の日から施行する。

この法律は、公布の日から施行する。

この法律は、公布の日から施行する。

この法律は、公布の日から施行する。

この法律は、公布の日から施行する。

この法律は、公布の日から施行する。

別表第二 在勤基本手当の基準額(第十条関係)

## 一 大使館

地 域	所 在 国	号									別								
		大 使	公 使	特 号	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	10 号	11 号	12 号	13 号	14 号	15 号
ア ブ	ジ ア																		
イ ン ド	印 度	750,000	680,000	643,600	622,300	590,300	536,900	483,500	430,200	387,500	366,100	344,800	323,500	303,200	283,300	262,100	240,200	220,900	200,700
イ ン ド ニ シ ア	印 度 尼 西 亞	640,000	540,000	510,400	491,100	462,200	413,900	365,700	317,400	278,800	259,500	240,200	220,900	200,700	180,500	160,300	140,100	120,800	100,500
カ ン ボ チ ア	柬 僑	670,000	640,000	603,900	581,700	548,500	493,100	437,700	382,300	338,000	315,900	293,700	271,600	251,400	231,200	211,100	191,800	171,600	151,400
シ ン ガ ポ ー ル	新 加 坡	780,000	700,000	655,100	628,900	589,600	524,100	458,600	393,100	340,700	314,500	288,300	262,100	232,900	202,700	172,500	142,300	112,100	82,900
ス リ ラ ン カ	斯 拉 兰 卡	600,000	580,000	544,000	524,600	495,400	446,800	398,200	349,600	310,700	291,300	271,800	252,400	232,100	212,800	192,500	172,200	152,100	132,800
タ イ	泰 國	710,000	600,000	560,400	538,000	504,300	448,300	392,300	336,200	291,400	269,000	246,600	224,200	204,100	184,800	164,500	144,200	124,100	104,800
大 輓 民 國	大 輓 民 國	830,000	700,000	653,800	627,600	588,400	523,000	457,600	392,300	340,000	313,800	287,700	261,500	231,300	201,100	171,800	141,600	111,400	81,200
中 華 人 民 共 和 國	中 華 人 民 共 和 國	940,000	750,000	702,000	674,700	633,800	565,600	497,400	429,200	374,600	347,400	320,100	292,800	262,500	232,200	202,100	172,800	142,500	112,200
ネ パ ル	尼 泊 爾	720,000	700,000	660,600	640,300	609,800	558,900	508,100	457,200	416,500	396,200	375,800	355,500	335,200	315,100	295,800	275,500	255,200	235,800
バ キ 斯 坎	巴 基 斯 坎	790,000	730,000	695,000	675,100	645,300	595,600	545,900	496,200	456,500	436,600	416,700	396,900	376,200	356,100	336,800	316,500	296,200	276,900
バン グ ラ デ シ ュ	孟 加 拉	770,000	750,000	713,100	691,400	658,800	604,500	550,200	495,900	452,400	430,700	409,000	387,300	367,200	347,100	327,800	307,500	287,200	267,900
東 テ イ モ ル	东帝汶	770,000	740,000	704,500	682,300	649,100	593,600	538,200	482,700	438,300	416,200	394,000	374,800	354,600	334,400	314,200	294,000	274,800	254,600
フ ィ リ ピ ン	菲 律 宾	670,000	570,000	535,100	514,500	483,600	432,100	380,600	329,100	287,900	267,300	246,700	226,100	206,500	186,200	166,100	146,500	126,200	106,800
ブ ダ ベ ン	柬 僑	680,000	660,000	623,600	602,300	570,300	516,900	463,500	410,200	367,500	346,100	324,800	303,500	283,200	263,100	243,800	223,500	203,200	183,800
ブル ネ イ	新 加 坡	640,000	620,000	579,400	556,200	521,400	463,500	405,600	347,600	301,300	278,100	254,900	234,600	214,300	194,100	174,800	154,500	134,200	114,800
ペ ト ナ ム	泰 國	610,000	550,000	515,500	495,900	466,600	417,600	368,600	319,700	280,500	260,900	241,300	221,800	201,200	181,100	161,800	141,500	121,200	101,800
マ レ ィ シ ア	马 来 西 亞	590,000	530,000	499,600	479,600	449,700	399,700	349,700	299,800	259,800	239,800	219,800	199,900	179,800	159,800	139,800	119,800	99,800	79,800
ミ ャ ン マ ー	緬 甸	670,000	650,000	610,500	589,700	558,500	506,400	454,400	402,300	360,700	339,800	319,000	298,200	278,400	258,600	238,800	218,500	198,200	178,000
モ ル デ ィ ブ	斯 拉 兰 卡	640,000	620,000	586,500	566,900	537,600	488,600	439,700	390,700	351,500	332,000	312,400	292,800	272,200	252,600	232,000	212,400	192,800	172,200
モン ゴ ル	蒙 古	630,000	610,000	582,500	564,200	536,900	491,200	445,600	399,900	363,400	345,100	326,900	306,600	286,300	266,000	246,700	226,400	206,100	186,800
ラ オ ス	寮 国	690,000	660,000	624,400	601,800	567,900	511,500	455,100	398,600	353,500	330,900	308,300	288,000	268,700	248,400	228,100	208,800	188,500	168,200
大 洋 洲	大 洋 洲	720,000	650,000	606,100	581,900	545,500	484,900	424,300	363,700	315,200	290,900	266,700	242,500	212,200	192,100	172,800	152,500	132,200	112,800
キ リ バ ス	基 利 帕 斯	730,000	710,000	674,800	653,800	622,300	569,800	517,300	464,900	422,900	401,900	380,900	359,900	339,900	319,900	299,900	279,900	259,900	239,900
ク ッ ク	基 利 帕 斯	760,000	730,000	687,500	662,000	623,800	560,000	496,300	432,500	381,500	356,000	336,500	316,000	296,000	276,000	256,000	236,000	216,000	196,000
サ モ ア	索 莫 阿	700,000	680,000	634,300	610,900	575,800	517,400	459,000	400,600	353,800	330,400	307,100	287,700	267,300	247,100	227,800	207,500	187,200	167,800
ソ ロ モ ン	所 罗 莫 阿	770,000	740,000	705,400	683,200	649,800	594,300	538,800	483,200	438,800	416,600	394,400	374,200	354,000	334,800	314,600	294,400	274,200	254,000
ツ バ ル	所 罗 莫 阿	730,000	710,000	674,800	653,800	622,300	569,800	517,300	464,900	422,900	401,900	380,900	359,900	339,900	319,900	299,900	279,900	259,900	239,900
ト ナ ガ	所 罗 莫 阿	650,000	620,000	585,900	564,400	532,300	478,700	425,100	371,500	328,700	307,200	285,800	264,400	244,200	224,100	204,800	184,500	164,200	144,800
ナ ウ ル	所 罗 莫 阿	630,000	610,000	574,800	553,800	522,300	469,800	417,300	364,900	322,900	301,900	280,900	259,900	239,900	219,900	199,900	179,900	159,900	139,900

## (外) 報 告

ニウエ ニュージーランド	760,000	730,000	687,500	662,000	623,800	560,000	496,300	432,500	381,500	356,000	330,500	305,000
パヌアツ	710,000	680,000	637,500	612,000	573,800	510,000	446,300	382,500	331,500	306,000	280,500	255,000
パプアニューギニア	690,000	660,000	620,500	596,500	560,500	500,400	440,400	380,300	332,300	308,200	284,200	260,200
パラオ	910,000	880,000	834,500	808,700	770,100	705,600	641,200	576,700	525,100	499,400	473,600	447,800
フィジー	640,000	620,000	580,500	558,100	524,500	468,400	412,400	356,300	311,500	289,000	266,600	244,200
マーシャル ミクロネシア	600,000	580,000	544,800	523,800	492,300	439,800	387,300	334,900	292,900	271,900	250,900	229,900
北米	630,000	610,000	573,900	552,900	521,500	469,100	416,700	364,300	322,400	301,500	280,500	259,600
アメリカ合衆国 カナダ	990,000	740,000	692,500	664,800	623,300	554,000	484,800	415,500	360,100	332,400	304,700	277,000
中南米	720,000	650,000	608,100	583,800	547,300	486,500	425,700	364,900	316,200	291,900	267,600	243,300
アルゼンチン アンティグア・バーブーダ	650,000	630,000	584,400	561,000	525,900	467,500	409,100	350,600	303,900	280,500	257,100	233,800
ウルグアイ エクアドル	670,000	650,000	609,100	585,600	550,200	491,300	432,400	373,500	326,300	302,800	279,200	255,700
エルサルバドル ガイアナ	750,000	730,000	676,100	649,100	608,500	540,900	473,300	405,700	351,600	324,500	297,500	270,500
キューバ グアテマラ グレナダ	730,000	700,000	658,500	634,200	597,700	536,800	476,000	415,100	366,400	342,100	317,700	293,400
コスタリカ コロンビア ジャマイカ	690,000	670,000	630,500	608,900	576,500	522,400	468,400	414,300	371,100	349,400	327,800	306,200
スリナム セントクリストファー・ネー セイシス	1,210,000	1,170,000	1,092,600	1,050,900	988,400	884,100	779,800	675,600	592,200	550,500	508,800	467,100
セントビンセント セントルシア	690,000	650,000	686,000	827,800	785,400	714,800	644,200	573,600	517,100	488,900	460,600	432,400
チリ ドミニカ ドミニカ共和国 トリニダード・トバゴ ニカラグア ハイチ	770,000	750,000	701,500	677,000	640,400	579,200	518,100	456,900	408,000	383,500	359,100	334,600
	700,000	680,000	639,100	615,600	580,200	521,300	462,400	403,500	356,300	332,800	309,200	285,700
	670,000	640,000	601,900	578,600	543,700	485,500	427,300	369,100	322,600	299,300	276,000	252,800
	720,000	690,000	653,100	630,600	596,800	540,500	484,200	427,900	382,800	360,300	337,800	315,300
	640,000	620,000	581,700	560,500	528,700	475,700	422,700	369,800	327,400	306,200	285,000	263,800
	1,190,000	1,150,000	1,074,600	1,033,600	972,200	869,700	767,200	664,800	582,800	541,800	500,800	459,900
	670,000	650,000	609,100	585,600	550,200	491,300	432,400	373,500	326,300	302,800	279,200	255,700
	700,000	680,000	639,100	615,600	580,200	521,300	462,400	403,500	356,300	332,800	309,200	285,700
	700,000	680,000	639,100	615,600	580,200	521,300	462,400	403,500	356,300	332,800	309,200	285,700
	700,000	680,000	631,100	605,900	568,000	504,900	441,800	378,700	328,200	302,900	277,700	252,500
	700,000	680,000	639,100	615,600	580,200	521,300	462,400	403,500	356,300	332,800	309,200	285,700
	700,000	680,000	639,100	617,200	584,200	529,300	474,400	419,500	375,500	353,600	331,600	309,700
	700,000	680,000	639,100	615,600	580,200	521,300	462,400	403,500	356,300	332,800	309,200	285,700
	710,000	690,000	655,300	635,500	605,800	556,300	506,800	457,400	417,800	398,000	378,200	358,400
	950,000	930,000	880,100	854,100	815,100	750,100	685,100	620,100	568,100	542,100	516,100	490,100

## 外 事 報 電

パナマ	630,000	610,000	571,000	549,000	515,900	460,800	405,700	350,600	306,500	284,500	262,400	240,400
バハマ	640,000	620,000	581,700	560,500	528,700	475,700	422,700	369,800	327,400	306,200	285,000	263,800
パラグアイ	640,000	620,000	579,200	558,100	526,500	473,900	421,300	368,700	326,600	305,500	284,500	263,400
バルバドス	770,000	740,000	694,000	668,200	629,600	565,200	500,800	436,400	384,900	359,100	333,400	307,600
ブラジル	780,000	750,000	704,100	676,800	635,700	567,300	498,900	430,500	375,700	348,400	321,000	293,700
ベネズエラ	1,290,000	1,240,000	1,163,100	1,120,200	1,055,800	948,500	841,200	733,900	648,000	605,100	562,200	519,300
ベリーズ	660,000	630,000	595,900	574,000	541,300	486,700	432,100	377,500	333,900	312,000	290,200	268,400
ペルー	720,000	690,000	650,900	626,800	590,800	530,700	470,600	410,500	362,500	338,400	314,400	290,400
ボリビア	780,000	760,000	718,600	697,600	666,100	613,600	561,100	508,700	466,700	445,700	424,700	403,700
ホンジュラス	670,000	650,000	611,400	590,800	559,900	508,300	456,700	405,200	363,900	343,300	322,700	302,100
メキシコ	630,000	600,000	565,900	544,000	511,300	456,700	402,100	347,500	303,900	282,000	260,200	238,400
<b>歐州</b>												
アイスランド	780,000	750,000	703,100	675,000	632,800	562,500	492,200	421,900	365,600	337,500	309,400	281,300
アイルランド	680,000	650,000	608,500	584,200	547,700	486,800	426,000	365,100	316,400	292,100	267,700	243,400
アゼルバイジャン	570,000	550,000	513,800	494,400	465,300	416,800	368,300	319,800	281,000	261,600	242,200	222,900
アルバニア	660,000	640,000	601,000	580,700	550,300	499,600	448,900	398,200	357,600	337,300	317,000	296,800
アルメニア	600,000	580,000	549,600	, 529,900	500,400	451,300	402,200	353,100	313,800	294,100	274,500	254,800
アンゴラ	690,000	660,000	618,100	593,400	556,300	494,500	432,700	370,900	321,400	296,700	272,000	247,300
イタリア	740,000	660,000	618,500	593,800	556,700	494,800	433,000	371,100	321,600	296,900	272,100	247,400
ウクライナ	610,000	590,000	555,400	535,400	505,400	455,500	405,600	355,700	315,700	295,700	275,800	255,800
ウズベキスタン	670,000	650,000	611,600	589,200	555,500	499,300	443,100	387,000	342,000	319,600	297,100	274,700
英國	860,000	720,000	673,900	646,900	606,500	539,100	471,700	404,300	350,400	323,500	296,500	269,600
エストニア	550,000	530,000	491,100	471,500	442,000	392,900	343,800	294,700	255,400	235,700	216,100	196,500
オーストリア	830,000	740,000	694,400	666,600	624,900	555,500	486,100	416,600	361,100	333,300	305,500	277,800
オランダ	700,000	670,000	626,500	601,400	563,900	501,200	438,600	375,900	325,800	300,700	275,700	250,600
カザフスタン	650,000	630,000	592,200	572,400	542,700	493,200	443,700	394,200	354,600	334,800	315,000	295,200
キプロス	590,000	570,000	530,300	509,000	477,200	424,200	371,200	318,200	275,700	254,500	233,300	212,100
ギリシャ	590,000	570,000	534,600	513,200	481,200	427,700	374,200	320,800	278,000	256,600	235,200	213,900
キルギス	590,000	580,000	545,300	527,800	501,700	458,200	414,700	371,200	336,300	318,900	301,500	284,100
クロアチア	590,000	570,000	533,100	511,800	479,800	426,500	373,200	319,900	277,200	255,900	234,600	213,300
コソボ	630,000	610,000	571,400	550,500	519,200	467,100	415,000	362,800	321,100	300,300	279,400	258,600
サンマリノ	690,000	660,000	618,500	593,800	556,700	494,800	433,000	371,100	321,600	296,900	272,100	247,400
ショージア	580,000	560,000	529,700	511,100	483,300	436,900	390,500	344,100	307,000	288,500	269,900	251,400
イスラエル	940,000	900,000	839,900	806,300	755,900	671,900	587,900	503,900	436,700	403,100	369,500	336,000

## (外) 駐 使

スウェーデン	760,000	740,000	686,300	658,800	617,600	549,000	480,400	411,800	356,900	329,400	302,000	274,500
スペイン	660,000	640,000	593,500	569,800	534,200	474,800	415,500	356,100	308,600	284,900	261,100	237,400
スロバキア	600,000	580,000	539,800	518,200	485,800	431,800	377,800	323,900	280,700	259,100	237,500	215,900
スロベニア	600,000	580,000	542,600	520,900	488,400	434,100	379,800	325,600	282,200	260,500	238,800	217,100
セルビア	600,000	580,000	541,400	520,500	489,200	437,100	385,000	332,800	291,100	270,300	249,400	228,600
タジキスタン	690,000	670,000	640,000	622,800	597,000	554,000	511,000	468,000	433,600	416,400	399,200	382,000
チエコ	620,000	600,000	561,300	538,800	505,100	449,000	392,900	336,800	291,900	269,400	247,000	224,500
デンマーク	790,000	760,000	706,500	678,200	635,900	565,200	494,600	423,900	387,400	339,100	310,900	282,600
ドイツ	790,000	670,000	620,600	595,800	558,600	496,500	434,400	372,400	322,700	297,900	273,100	248,300
トルクメニスタン	790,000	770,000	731,000	708,600	674,900	618,800	562,700	506,600	461,700	439,300	416,800	394,400
ノルウェー	790,000	760,000	706,000	677,800	635,400	564,800	494,200	423,600	367,100	338,900	310,600	282,400
バチカン	690,000	660,000	618,500	593,800	556,700	494,800	433,000	371,100	321,600	296,900	272,100	247,400
ハンガリー	580,000	560,000	521,900	501,000	469,700	417,500	365,300	313,100	271,400	250,500	229,600	208,800
フィンランド	740,000	710,000	666,400	639,700	599,700	533,100	466,500	399,800	346,500	319,900	293,200	266,600
フランス	790,000	660,000	618,100	593,400	556,300	494,500	432,700	370,900	321,400	296,700	272,000	247,300
ブルガリア	550,000	530,000	498,900	478,900	449,000	399,100	349,200	299,300	259,400	239,500	219,500	199,600
ベラルーシ	640,000	620,000	583,800	564,400	535,400	487,100	438,800	390,400	351,800	332,400	313,100	293,800
ベルギー	700,000	670,000	625,900	600,800	563,300	500,700	438,100	375,500	325,500	300,400	275,400	250,400
ポーランド	560,000	540,000	500,400	480,400	450,300	400,300	350,300	300,200	260,200	240,200	220,200	200,200
ボスニア・ヘルツェゴビナ	560,000	540,000	505,800	486,800	458,400	411,000	363,600	316,300	278,400	259,400	240,500	221,500
ポルトガル	630,000	610,000	566,000	543,400	509,400	452,800	396,200	339,600	294,300	271,700	249,000	226,400
マケドニア・旧ユーゴスラビア共和国	510,000	490,000	462,300	445,400	420,000	377,800	335,600	293,400	259,600	242,700	225,800	208,900
マルタ	690,000	660,000	618,500	593,800	556,700	494,800	433,000	371,100	321,600	296,900	272,100	247,400
モナコ	690,000	660,000	618,100	593,400	556,300	494,500	432,700	370,900	321,400	296,700	272,000	247,300
モルドバ	640,000	610,000	576,900	555,800	524,200	471,500	418,800	366,100	324,000	302,900	281,800	260,800
モンテネグロ	630,000	610,000	571,400	550,500	519,200	467,100	415,000	362,800	321,100	300,300	279,400	258,600
ラトビア	630,000	600,000	562,600	540,100	506,400	450,100	393,800	337,600	292,600	270,100	247,600	225,100
リトアニア	580,000	550,000	517,900	497,200	466,100	414,300	362,500	310,700	269,300	248,600	227,900	207,200
リヒテンシュタイン	940,000	900,000	839,900	806,300	755,900	671,900	587,900	503,900	436,700	403,100	369,500	336,000
ルーマニア	590,000	570,000	530,800	509,500	477,700	424,600	371,500	318,500	276,000	254,800	233,500	212,300
ルクセンブルク	680,000	650,000	607,300	583,000	546,500	485,800	425,100	364,400	315,800	291,500	267,200	242,900
ロシア	830,000	670,000	598,800	562,600	502,300	442,000	381,700	333,500	309,400	285,300	261,200	

## 外 告 報

中東	アフガニスタン アラブ首長国連邦 イエメン イスラエル イラク イラン オマーン カタール クウェート サウジアラビア シリア トルコ バーレーン ヨルダン レバノン	870,000 740,000 1,020,000 870,000 930,000 780,000 710,000 690,000 700,000 810,000 650,000 600,000 680,000 640,000 730,000	850,000 710,000 990,000 790,000 900,000 760,000 680,000 670,000 680,000 790,000 630,000 580,000 660,000 620,000 700,000	809,100 662,300 940,500 733,800 857,800 721,600 638,500 623,500 638,600 746,800 594,800 543,200 592,600 582,600 659,600	786,800 635,800 912,100 733,800 833,400 699,600 613,800 599,400 615,100 722,900 575,000 495,700 492,300 497,200 529,400 537,700	753,200 596,000 869,500 662,400 591,000 736,200 666,500 576,700 563,200 579,800 687,100 495,700 441,400 437,600 422,800 476,100	697,300 529,800 798,400 591,000 797,000 736,200 611,300 514,800 502,800 520,900 627,400 462,000 403,200 390,500 377,900 415,800	641,400 463,600 727,400 519,600 448,300 566,000 556,100 391,100 341,600 333,800 356,900 339,700 299,000 330,200 306,300 305,700 342,600	585,500 529,800 599,500 519,600 448,300 566,000 501,000 456,800 285,500 332,500 356,100 332,500 309,000 278,600 258,300 282,500 284,400	540,700 344,400 599,500 519,600 448,300 566,000 501,000 456,800 285,500 332,500 356,100 332,500 309,000 278,600 258,300 282,500 284,400
アフリカ	アルジェリア アンゴラ ウガンダ エジプト エチオピア エリトリア ガーナ カーボベルデ ガボン カメルーン ガンビア ギニア ギニアビサウ ケニア コートジボワール コモロ コンゴ民主共和国	710,000 1,110,000 760,000 720,000 790,000 750,000 840,000 830,000 830,000 920,000 880,000 880,000 830,000 910,000 830,000 770,000 890,000 630,000 920,000	680,000 1,080,000 740,000 660,000 760,000 720,000 820,000 777,800 800,000 840,600 850,000 850,000 800,000 890,000 890,000 740,000 843,500 757,500 800,000 740,000 890,000 870,000 610,000 890,000	643,600 1,024,600 992,800 594,200 616,500 726,700 726,700 777,800 757,500 840,600 808,500 783,800 757,500 843,500 819,000 733,200 767,800 641,300 757,500 733,200 696,800 696,800 782,200 759,800 554,700 840,600 992,900	621,500 588,300 945,200 560,900 505,200 705,300 673,100 619,500 665,300 633,100 579,500 719,000 696,800 636,000 813,000 771,600 702,500 636,000 575,300 514,500 465,900 514,500 564,400 509,100 481,500 511,600 561,100 514,500 465,900 441,600 417,300 549,000 524,500 499,900 519,200 493,900 468,600 443,300 509,100 481,500 670,800	477,500 422,200 786,200 706,800 602,100 449,600 393,900 349,400 512,300 525,900 472,300 601,400 542,700 546,900 441,600 417,300 509,100 486,900 462,100 437,400 417,300 393,000 481,500 453,900 426,300 437,400 417,300 393,000 441,600 417,300 393,400 369,800 346,200 324,600 303,700 282,800 261,900 263,100 293,900	377,900 355,700 643,200 611,400 461,700 349,400 327,100 304,900 469,400 447,900 429,400 407,900 472,100 495,600 472,100 448,600 426,500 405,100 386,500 365,100 425,100 437,400 417,300 393,000 481,500 453,900 426,300 437,400 417,300 393,000 441,600 417,300 393,400 369,800 346,200 324,600 303,700 282,800 261,900 263,100 293,900	333,600 579,600 547,900 421,300 401,200 386,500 365,100 425,100 437,400 417,300 453,900 426,300 437,400 417,300 393,000 481,500 453,900 426,300 437,400 417,300 393,000 481,500 453,900 426,300 437,400 417,300 393,000 441,600 417,300 393,400 369,800 346,200 324,600 303,700 282,800 261,900 263,100 293,900	311,500 547,900 579,600 405,100 386,500 425,100 437,400 417,300 393,000 453,900 426,300 437,400 417,300 393,000 481,500 453,900 426,300 437,400 417,300 393,000 481,500 453,900 426,300 437,400 417,300 393,000 441,600 417,300 393,400 369,800 346,200 324,600 303,700 282,800 261,900 263,100 293,900	

## (外)職業

サン・トメ・プリンシペ	920,000	890,000	840,600	813,000	771,600	702,500	633,400	564,400	509,100	481,500	453,900	426,300
サンビア	730,000	710,000	674,900	654,000	632,700	570,500	518,300	466,100	424,400	403,500	382,600	361,800
シェラレオネ	800,000	780,000	737,800	714,200	679,000	620,200	561,400	502,700	455,600	432,100	408,600	385,100
ジブチ	930,000	910,000	857,500	830,800	790,800	724,000	657,300	590,500	537,100	510,400	483,700	457,000
ジンバブエ	800,000	840,000	797,300	773,800	738,500	679,800	621,100	562,400	515,400	491,900	468,400	444,900
スー・ダーン	810,000	790,000	754,500	733,000	700,800	647,100	593,400	539,700	496,700	475,200	453,700	432,300
スワジランド	630,000	610,000	570,200	549,600	518,800	467,400	416,000	364,600	323,500	302,900	282,400	261,800
セーシェル	710,000	680,000	640,400	616,800	581,300	522,300	463,300	404,200	357,000	333,400	309,800	286,200
赤道ギニア	920,000	890,000	840,600	813,000	771,600	702,500	633,400	564,400	509,100	481,500	453,900	426,300
セネガル	850,000	820,000	777,500	753,200	716,800	656,000	595,300	534,500	485,900	461,600	437,300	413,000
ソマリア	810,000	780,000	740,400	716,800	681,300	622,300	563,300	504,200	457,000	433,400	409,800	386,200
タンザニア	750,000	730,000	690,500	668,900	636,500	582,400	528,400	474,300	431,100	409,400	387,800	366,200
チャド	840,000	810,000	768,500	743,800	706,700	644,800	583,000	521,100	471,600	446,900	422,100	397,400
中央アフリカ	880,000	850,000	808,500	783,800	746,700	684,800	623,000	561,100	511,600	486,900	462,100	437,400
チュニジア	540,000	530,000	496,100	479,100	453,500	410,900	368,300	325,700	291,600	274,500	257,500	240,500
トーゴ	850,000	830,000	783,100	757,800	719,800	656,500	593,200	529,900	479,200	453,900	428,600	403,300
ナイジェリア	900,000	870,000	828,500	804,600	768,700	708,800	649,000	589,100	541,200	517,300	493,300	469,400
ナミビア	700,000	680,000	641,500	619,400	586,400	531,200	476,100	420,900	376,800	354,700	332,700	310,600
ニジェール	850,000	830,000	783,100	757,800	719,800	656,500	593,200	529,900	479,200	453,900	428,600	403,300
ブルキナファソ	810,000	790,000	750,600	728,200	694,600	638,500	582,400	526,400	481,500	459,100	436,700	414,300
ブルンジ	810,000	780,000	740,400	716,800	681,300	622,300	563,300	504,200	457,000	433,400	409,800	386,200
ベナン	820,000	800,000	760,300	737,400	703,200	646,200	589,200	532,200	486,500	463,700	440,900	418,100
ボツワナ	680,000	660,000	627,400	607,000	576,400	525,400	474,400	423,400	382,600	362,200	341,800	321,400
マダガスカル	730,000	710,000	675,600	654,700	623,300	571,000	518,700	466,400	424,600	403,700	382,800	361,900
マラウイ	750,000	730,000	695,700	675,900	646,300	597,000	547,700	498,400	458,900	439,200	419,400	399,700
メリ	850,000	820,000	782,800	759,800	725,500	668,200	610,900	553,700	507,800	484,900	462,000	439,100
南アフリカ共和国	670,000	610,000	570,200	549,600	518,800	467,400	416,000	364,600	323,500	302,900	282,400	261,800
南アフリカ共和国	1,240,000	1,210,000	1,138,800	1,102,400	1,047,900	957,000	866,100	775,300	702,600	666,200	629,900	593,500
モーリタニア	750,000	730,000	689,900	668,300	635,900	581,900	527,900	473,900	430,700	409,100	387,500	366,000
モザンビーク	820,000	790,000	756,000	734,200	701,400	646,800	592,200	537,600	493,900	472,100	450,200	428,400
モロッコ	590,000	570,000	530,600	510,500	480,300	430,100	379,900	329,600	289,400	269,300	249,200	229,200
リビア	940,000	910,000	855,800	827,500	785,200	714,600	644,000	573,500	517,000	488,800	460,500	432,300

## 外 司 報

リベリア ルワンダ レソト	840,000 750,000 630,000	820,000 730,000 610,000	777,800 692,800 549,600	754,200 671,000 549,600	719,000 638,500 518,800	660,200 584,200 467,400	601,400 475,700 416,000	542,700 432,200 364,600	495,600 420,500 323,500	472,100 410,500 302,900	448,600 388,800 282,400	425,100 367,100 261,800
---------------------	-------------------------------	-------------------------------	-------------------------------	-------------------------------	-------------------------------	-------------------------------	-------------------------------	-------------------------------	-------------------------------	-------------------------------	-------------------------------	-------------------------------

## 二 総領事館

地 域	所 在 地	号									別
		総 領 事	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	
アジア			円	円	円	円	円	円	円	円	
	コルカタ	660,000	638,500	605,500	550,400	495,400	440,300	396,300	374,200	352,200	330,200
	チエンナイ	660,000	640,000	606,900	551,700	496,500	441,300	397,100	375,000	352,900	330,900
	ベンガルルール	640,000	627,300	595,000	541,100	487,200	433,300	390,200	368,700	347,100	325,600
	ムンバイ	690,000	649,500	615,800	559,600	503,400	447,200	402,200	379,800	357,300	334,800
	スラバヤ	540,000	508,100	480,400	434,200	388,000	341,800	304,800	286,300	267,800	249,400
	デンパサール	530,000	515,000	484,100	432,500	380,900	329,400	288,100	267,500	246,900	226,300
	メダン	550,000	536,200	506,000	455,700	405,400	355,100	314,900	294,700	274,600	254,500
	チエンマイ	520,000	508,000	476,200	423,300	370,400	317,500	275,100	254,000	232,800	211,700
	濟州	670,000	618,800	580,200	515,700	451,200	386,800	335,200	309,400	283,600	257,900
	釜山	630,000	589,400	552,600	491,200	429,800	368,400	319,300	294,700	270,200	245,600
	広州	660,000	618,100	579,500	515,100	450,700	386,300	334,800	309,100	283,300	257,600
	上海	720,000	667,800	626,100	556,500	486,900	417,400	361,700	333,900	306,100	278,300
	重慶	620,000	581,200	546,200	487,700	429,200	370,800	324,000	300,600	277,200	253,900
	瀋陽	620,000	580,900	545,800	487,400	429,000	370,600	323,800	300,400	277,100	253,700
	青島	600,000	583,200	546,800	486,000	425,300	364,500	315,900	291,600	267,300	243,000
	香港	810,000	754,900	707,700	629,100	550,500	471,800	408,900	377,500	346,000	314,600
	カラチ	720,000	687,300	658,200	609,600	561,100	512,500	473,700	454,200	434,800	415,400
	ダバオ	530,000	514,500	483,600	432,100	380,600	329,100	287,900	267,300	246,700	226,100
	ホーチミン	540,000	505,900	475,600	425,200	374,800	324,400	284,000	263,900	243,700	223,600
	ペナン	480,000	463,000	434,000	385,800	337,600	289,400	250,800	231,500	212,200	192,900
大洋州	シドニー	640,000	590,900	554,000	492,400	430,900	369,300	320,100	295,400	270,300	246,200
	パース	610,000	586,200	549,600	488,500	427,400	366,400	317,500	293,100	268,700	244,300
	ブリスベン	620,000	576,700	540,700	480,600	420,500	360,500	312,400	288,400	264,300	240,300
	メルボルン	640,000	594,000	556,900	495,000	433,100	371,300	321,800	297,000	272,300	247,500
	オークランド	630,000	614,200	575,800	511,800	447,800	383,900	332,700	307,100	281,500	255,900

## 外 告 報

北米	アトランタ サンフランシスコ シートル シカゴ デトロイト デンバー ナッシュビル ニューヨーク ハガツニヤ ヒューストン ボストン ホノルル マイアミ ロサンゼルス カルガリー トロント バンクーバー <sup>一</sup> モントリオール	670,000 730,000 670,000 730,000 640,000 630,000 670,000 820,000 600,000 680,000 710,000 670,000 670,000 750,000 570,000 630,000 640,000 590,000	619,900 682,600 622,200 583,300 598,300 611,500 627,400 707,900 584,500 630,700 659,800 622,000 620,800 693,500 553,200 589,400 595,700 566,800	581,200 568,800 453,700 518,500 565,300 494,600 436,300 374,000 445,900 525,600 549,800 453,500 452,600 577,900 517,300 505,700 433,400 403,400 429,800 434,400 413,300	516,600 497,700 388,900 337,000 424,000 382,200 374,100 324,100 331,200 383,400 365,300 316,600 394,200 412,400 329,900 302,400 324,400 353,900 315,400 317,800 289,000 285,100 284,500 284,500 289,000 274,900 259,200 284,500 258,700 230,500 270,200 245,600 236,200	452,000 426,600 388,900 337,000 424,000 382,200 374,100 324,100 331,200 383,400 365,300 316,600 394,200 412,400 329,900 302,400 324,400 353,900 315,400 317,800 289,000 285,100 284,500 284,500 289,000 274,900 259,200 284,500 258,700 230,500 270,200 245,600 236,200	310,000 312,800 284,400 285,200 259,300 310,900 282,700 249,300 280,300 254,800 261,400 295,000 243,600 262,800 274,900 259,200 284,500 284,500 289,000 274,900 259,200 284,500 258,700 230,500 270,200 245,600 236,200				
中南米	クリチバ サンパウロ マナウス リオデジャネイロ レジフェ レオ	690,000 760,000 730,000 800,000 670,000 520,000	669,100 706,800 713,000 745,800 651,100 501,400	628,500 663,800 674,100 702,300 613,500 472,000	560,900 592,300 609,200 629,800 550,900 423,100	493,300 520,800 544,300 557,300 488,300 374,200	425,700 449,200 479,400 484,900 425,700 325,300	371,600 392,000 427,500 426,900 375,600 286,100	344,500 363,400 401,500 397,900 350,500 247,000	317,500 334,800 375,600 368,900 325,500 227,500	290,500 306,200 349,600 339,900 300,500 227,500
歐州	ミラノ エディンバラ バルセロナ デュッセルドルフ ハンブルク フランクフルト ミュンヘン ストラスブール	670,000 640,000 590,000 630,000 610,000 630,000 610,000 630,000	623,500 622,000 575,400 590,200 589,400 588,000 585,800 583,400	584,600 583,100 539,400 553,300 552,600 551,300 549,200 547,000	519,600 518,300 479,500 491,800 491,200 490,000 488,200 486,200	454,700 453,500 419,600 430,300 429,800 428,800 427,200 425,400	389,700 388,700 359,600 368,900 368,400 367,500 366,200 364,700	337,700 336,900 311,700 319,700 294,700 318,500 317,300 316,000	311,800 285,100 287,700 295,100 270,200 294,000 292,900 291,700	285,800 285,200 263,700 270,500 245,600 269,500 268,500 267,400	259,800 259,200 239,800 245,900 245,600 245,000 244,100 243,100

マルセイユ ウラジオストク サンクトペテルブルク ハバロフスク ヨジノサハリンスク	600,000 580,000 580,000 600,000 670,000	577,400 547,200 565,400 562,400 624,800	541,400 516,100 531,300 530,400 588,900	481,200 464,300 474,500 477,000 529,000	421,100 412,500 417,700 423,600 469,100	360,900 360,700 360,900 370,300 409,300	312,800 319,300 315,400 327,600 361,400	288,700 293,600 292,700 306,200 337,400	264,700 277,900 270,000 284,900 313,500	240,600 257,200 247,300 263,500 289,500	
中東 ドバイ ジッダ イスタンブール	680,000 680,000 540,000	661,900 665,200 520,300	620,600 629,200 489,200	551,600 569,300 482,700	413,700 449,500 437,200	358,500 377,600 385,200	331,000 353,600 333,300	303,400 329,700 291,700	275,800 329,700 250,100	229,400	
三 政府代表部											
地 域	所 在 地			号	号	号	号	号	号	号	
		大 使 公 使 特 使	1 号 2 号 3 号 4 号 5 号 6 号 7 号 8 号 9 号	円	円	円	円	円	円	円	
アジア (東南アジア諸国連合)	ジャカルタ	560,000	540,000	510,400	491,100	462,200	413,900	365,700	317,400	278,800	
北米 (国際連合) モントリオール (国際民間航空機関)	ニューヨーク	940,000	790,000	737,400	707,900	663,600	589,900	516,200	442,400	383,400	
歐州 (在ワイン国際機関) (在ジュネーブ国際機関) (軍縮会議) (経済協力開発機構) (国際連合教育科学文化機関) ブリュッセル (欧洲連合) (北大西洋条約機構)	ワイン ジュネーブ (軍縮会議) (経済協力開発機構) (国際連合教育科学文化機関) ブリュッセル (欧洲連合) (北大西洋条約機構)	660,000	630,000	590,400	566,800	531,300	472,300	413,300	354,200	307,000	283,400
アフリカ (アフリカ連合)	アフリカ (アフリカ連合)	790,000	760,000	726,700	705,300	673,100	619,500	565,900	512,300	469,400	447,900

平成三十年三月三十日 参議院会議録第十号

道路法等の一部を改正する法律案

この法律は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定は、政令で定める日から施行する。

## 審査報告書

## 道路法等の一部を改正する法律案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。

よつて要領書を添えて報告する。

平成三十年三月二十九日

国土交通委員長 野田 国義

参議院議長 伊達 忠一殿

## 要領書

## 一、委員会の決定の理由

本法律案は、全国的な貨物輸送網の形成及び道路交通の安全の確保との円滑化を図るため、国土交通大臣による重要物流道路の指定に

関する制度を創設するとともに、占用物件の適切な維持管理の推進、道路の改築に関する国、負担又は補助の割合の特例措置の適用期間の延長等の措置を講じようとするものであり、おむね妥当な措置と認める。

## 一、費用

本法律施行のため、平成三十年度一般会計予

算において、道路整備に係る経費約一兆六千六

百七十七億円、社会資本整備総合交付金約八千

八百八十六億円及び防災・安全社会資本整備交

付金約一兆千百十七億円の中に所要の経費が計

上されている。

## 附 則

百七十七億円、社会資本整備総合交付金約八千

八百八十六億円及び防災・安全社会資本整備交

付金約一兆千百十七億円の中に所要の経費が計

上されている。

を防止するために特に必要があると認める

場合

第三十九条の七の次に次の二条を加える。

(占有物件の管理)

第二十四条の二第一項中「第三十九条第一項」の下に「第四十四条第五項及び第七項」を、「第四十四条の二第八項」の下に「第四十一条」を加え、「第六十九条第一項及び第三項」を「第六十九条第一項」に改める。

第三十七条第一項中「交通が著しくふくそうする道路若しくは幅員が著しく狭い道路について車両の能率的な運行を図るため、又は災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため特に必要があると認める」を「次に掲げるに改め、「指定して道路」の下に「(第一号に掲げる場合にあつては、歩道の部分に限る。)」を加え、同項に次の各号を加える。

一 交通が著しくふくそうする道路又は幅員が著しく狭い道路について車両の能率的な運行を図るために特に必要があると認める場合

二 幅員が著しく狭い歩道の部分について歩行者の安全かつ円滑な通行を図るために特に必要があると認める場合

三 災害が発生した場合における被害の拡大

を防止するために特に必要があると認める

場合

第三十九条の八 道路占用者は、国土交通省令で定める基準に従い、道路の占用をしている

工作物、物件又は施設(以下これらを「占有物件」という。)の維持管理をしなければならない。

第三十九条の九 道路管理者は、道路占用者が前条の国土交通省令で定める基準に従つて占用物件の維持管理をしていないと認めるときは、当該道路占用者に対し、その是正のため必要な措置を講ずべきことを命ぜることができる。

第四十条第一項中「道路の占用をしている工作物、物件又は施設(以下これらを「占有物件」という。)」を「占有物件」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に改める。

第四十四条第三項中「虞」を「おそれ」に改め、同条に次の三項を加える。

5 道路管理者は、前項の規定による命令により損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

第一条 道路法(昭和二十七年法律第二百八十号)の一部を次のように改正する。

(道路法の一部改正)

第二条 道路法(昭和二十七年法律第二百八十号)の一部を次のように改正する。

(道路法等の一部を改正する法律案)

第一条 道路法(昭和二十七年法律第二百八十号)の一部を次のように改正する。

(道路法等の一部を改正する法律案)

第一条 道路法(昭和二十七年法律第二百八十号)の一部を次のように改正する。

(道路法等の一部を改正する法律案)

三 災害が発生した場合における被害の拡大

6 前項の規定による損失の補償については、

道路管理者と損失を受けた者とが協議しなければならない。

7 前項の規定による協議が成立しない場合においては、道路管理者は、自らの見積もつた金額を損失を受けた者に支払わなければならぬ。この場合において、当該金額について不服がある者は、政令で定めるところにより、補償金額の支払を受けた日から一月以内に収用委員会に土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第九十四条の規定による裁決を申請することができる。

第四十七条の二第一項中「第七十二条の二第一項」を「第七十二条の二第二項」に改める。

第三章第八節中第四十八条の二十五を第四十八条の二十八とする。

第四十八条の二十四中「第四十八条の二十一各号」を「第四十八条の二十四各号」に改め、同条を第四十八条の二十七とする。

第四十八条の二十三を第四十八条の二十六とし、第四十八条の二十から第四十八条の二十二までを三條ずつ繰り下げる。

第三章第七節中第四十八条の十九を第四十八条の二十二とし、第四十八条の十八を第四十八条の二十一とする。

第四十八条の十七第一項中「又は施設(以下

の十九)」を「第四十八条の二十二」に改め、同条を第四十八条の二十とする。

第三章第六節の次に次の二節を加える。

## 第六節の二 重要物流道路

### (重要物流道路の指定)

重要物流道路の交通に著しい支障が生じた場合における貨物積載車両の運行の確保を図るために当該重要物流道路に代わつて必要となるものとして国土交通大臣が当該道路の道路管理者の同意を得てあらかじめ指定したもの

条第一項及び第二項に規定する道路の構造の技術的基準は、これにより重要物流道路における貨物積載車両の能率的な運行が確保されるように定めなければならない。

(災害が発生した場合における重要物流道路等の管理の特例)

二 都道府県道又は市町村道で、前号イ又はロのいずれかに該当するもの 災害復旧に関する工事(高度の技術をするもの又は高度の機械力を使用して実施することが適当であると認められるものに限る)。

二 都道府県道又は市町村道で、前号イ又はロのいずれかに該当するもの 災害復旧に関する工事(高度の技術をするもの又は高度の機械力を使用して実施することが適当であると認められるものに限る)。

3 第一項の場合におけるこの法律の規定の適用についての必要な技術的読替えは、政令で定める。

第五十条第五項中「聞かなければ」を「聽かなければ」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項中「因つて」を「よつて」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 第十三条第三項の規定による指定区間外の下に「この項において」を加え、「第四十八条

### (重要物流道路の構造の基準)

### 第四十八条の十八 重要物流道路に係る第三十

国道の災害復旧に関する工事に要する費用は、当該都道府県の負担とする。

5 第四十八条の十九第一項の規定による指定区間外の国道の維持に要する費用は、当該指定区間外の国道の道路管理者である都道府県の負担とする。

第五十一条の見出し中「工事」を「工事等」に改め、同条に次の二項を加える。

3 第四十八条の十九第一項の規定により国土交通大臣が行う都道府県又は市町村道の維持又は災害復旧に関する工事に要する費用は、当該都道府県又は市町村の負担とする。

第五十三条第一項中「災害復旧を行う場合」の下に「指定区間外の国道の維持若しくは災害復旧に関する工事を行う場合、都道府県道若しくは市町村道の維持若しくは災害復旧に関する工事を行う場合」を加え、「第四項」を「第四項から第六項まで」に改め、「同条第六項」を「同条第六項」と改める。

第六十九条第一項を次のように改める。

2 第四十四条第六項及び第七項の規定は、前項の規定による損失の補償について準用する。

第六十九条第二項を削る。

第七十一条第一項中「若しくは認定」の下に

「(以下この条及び第七十二条の二第一項において「許可等」という。)」を加え、同項第三号中「許可」を「偽り」に、「許可、承認又は認定」を「許可等」に改め、同条第二項中「許可、承認又は認定」を「許可等」に改め、同条第三項中「前二項」を「第四十四条第四項又は前二項」に改める。

第七十二条第二項中「第六十九条第二項及び第三項」を「第四十四条第六項及び第七項」に、「第七十二条の二(第二項を除く。)」を加え、同条第四項中「第六十九条第二項及び第三項」を「第四十四条第四項又は前二項」に改める。

第七十二条第二項中「第六十九条第二項及び第三項」を「第四十四条第六項及び第七項」に、

「第七十二条の二(第二項を除く。)」を加え、「第七十二条の二(第二項を除く。)」を「規定による損失の補償」に改める。

第九十一条第二項中「第七十二条」の下に「第七十二条の二(第二項を除く。)」を加え、「第七十二条の二(第二項を除く。)」を「規定による損失の補償」に改める。

第七十二条第二項中「第六十九条第二項及び第三項」を「第四十四条第六項及び第七項」に、「第七十二条の二(第二項を除く。)」を加え、「第七十二条の二(第二項を除く。)」を「規定による損失の補償」に改める。

第七十二条第二項中「第六十九条第二項及び第三項」を「第四十四条第六項及び第七項」に、「第七十二条の二(第二項を除く。)」を加え、「第七十二条の二(第二項を除く。)」を「規定による損失の補償」に改める。

第七十二条第二項中「第六十九条第二項及び第三項」を「第四十四条第六項及び第七項」に、「第七十二条の二(第二項を除く。)」を加え、「第七十二条の二(第二項を除く。)」を「規定による損失の補償」に改める。

第七十二条第二項中「第六十九条第二項及び第三項」を「第四十四条第六項及び第七項」に、「第七十二条の二(第二項を除く。)」を加え、「第七十二条の二(第二項を除く。)」を「規定による損失の補償」に改める。

第七十二条第二項中「第六十九条第二項及び第三項」を「第四十四条第六項及び第七項」に、「第七十二条の二(第二項を除く。)」を加え、「第七十二条の二(第二項を除く。)」を「規定による損失の補償」に改める。

第七十二条第二項中「第六十九条第二項及び第三項」を「第四十四条第六項及び第七項」に、「第七十二条の二(第二項を除く。)」を加え、「第七十二条の二(第二項を除く。)」を「規定による損失の補償」に改める。

第七十二条第二項中「第六十九条第二項及び第三項」を「第四十四条第六項及び第七項」に、「第七十二条の二(第二項を除く。)」を加え、「第七十二条の二(第二項を除く。)」を「規定による損失の補償」に改める。

第七十五条第六項中「第六十九条第二項及び第三項」を「第四十四条第六項及び第七項」に、「第七十二条の二(第二項を除く。)」を加え、「第七十二条の二(第二項を除く。)」を「規定による損失の補償」に改める。

第九十一条第二項中「第七十二条」の下に「第七十二条の二(第二項を除く。)」を加え、「第七十二条の二(第二項を除く。)」を「規定による損失の補償」に改める。

第七十五条第六項中「第六十九条第二項及び第三項」を「第四十四条第六項及び第七項」に、「第七十二条の二(第二項を除く。)」を加え、「第七十二条の二(第二項を除く。)」を「規定による損失の補償」に改める。

第一百六条第二号中「第七十二条の二第一項」の下に「又は第二項」を加え、「同項」を「これら」に改める。

第一百九条中「又は第二十七条」を「第二十七号又は第四十八条の十九第二項」に改める。

(道路整備特別措置法の一一部改正)

第二条 道路整備特別措置法(昭和三十一年法律第七号)の一部を次のように改正する。

第一百九条中「若しくは第六項」の下に「、第四十条第二項」を加える。

第一百九条第一項第一号及び第三号中「第八条第八号」を「第四十条第一項第一号及び第三号」に改める。

第一百九条第一項第一号及び第三号中「第八条第八号」を「第四十条第一項第一号及び第三号」に改める。

第一百九条第一項第一号及び第三号中「第八条第八号」を「第四十条第一項第一号及び第三号」に改める。

第一百九条第一項第一号及び第三号中「第八条第八号」を「第四十条第一項第一号及び第三号」に改める。

第一百九条第一項第一号及び第三号中「第八条第八号」を「第四十条第一項第一号及び第三号」に改める。

第一百九条第一項第一号及び第三号中「第八条第八号」を「第四十条第一項第一号及び第三号」に改める。

第一百九条第一項第一号及び第三号中「第八条第八号」を「第四十条第一項第一号及び第三号」に改める。

第一百九条第一項第一号及び第三号中「第八条第八号」を「第四十条第一項第一号及び第三号」に改める。

第一百九条第一項第一号及び第三号中「第八条第八号」を「第四十条第一項第一号及び第三号」に改める。

条第一項において準用する場合を含む。)の規定により必要な措置を講ずべきことを命ずること。

第八条第二項中「第二十七号、第三十三号又は第三十六号」を「第二十八号、第三十四号又は第三十七号」に、「又は第三十三号」を「又は第三十四号」に、「前項第二十七号」を「前項第二十八号」に改め、同条第三項中「第二十七号、第三十号」に改め、同条第三項中「第二十七号、第三十一号若しくは第三十三号」を「第二十八号、第三十二号若しくは第三十四号」に、「第一項第二十七号」を「第一項第二十八号」に、「第一項第三十号」を「第一項第二十九号」に、「第一項第三十一号若しくは第三十四号」に、「第一項第二十九号」を「第一項第二十八号」に、「第一項第三十一号」を「第一項第二十七号」に改め、同項ただし書中「第三十三号」を「第三十四号」に改め、同条第四項中「第二十号まで、第二十二号から第二十七号まで、第二十九号から第三十一号まで又は第三十三号から第三十七号まで」を「第二十一号まで、第二十三号から第二十八号まで、第二十七号まで、第二十九号から第三十一号まで又は第三十三号から第三十七号まで」を第二十一号とし、同項中第二十八号を第二十九号とし、第十六号から第二十七号までを一号ずつ繰り下げる、第十五号の次に次の一号を加える。

第十四条第一項第一項第一号中「第六項」の下に「第四十八条の二十九号」と改め、同項第二項第一号中「第六項」の下に「第四十八条の二十九号」を「前項第一項第一号」に改め、同項第三項中「第六項」の下に「第四十八条の二十九号」を「前項第一項第一号」に改め、同項第三項中「第六項」の下に「第四十八条の二十九号」を「前項第一項第一号」に改める。

第二十四号又は第三十五号に改める。

第九条第一項第一号中「前項第一項第二十二号」を「前条第一項第一号」に改める。

第十七条第一項中第三十五号を第三十六号と十九第一項】を加える。

第十七条第一項中第三十五号を第三十六号と十九第一項】を加える。

第三十条第一項第十二号を同項第十三号とし、同項第十一号中「第四十八条の二十三」を「第四十八条の二十六」に改め、同号を同項第十二号とし、同項第十号中「第四十八条の二十二

第一項】を「第四十八条の二十五第一項】に改め、同号を同項第十一号とし、同項第九号中「第四十八条の二十一第一項】を「第四十八条の二十三第一項】に改め、同号を同項第十号とし、同項第八号の次に次の一号を加える。

同号を同項第三十三号とし、同項中第三十一号を第三十二号とし、第三十号を第三十一号とし、同項第二十九号中「第四十八条の二十四】を「第四十八条の二十七】に改め、同号を同項第三十号とし、同項第二十九号中「第四十八条の二十九号」と改め、同号を同項第三十一号とし、同項第八号中「第四十八条の二十三】を「第四十八条の二十六】に改め、同号を同項第十号とし、同項第八号中「第四十八条の二十二第一項】を「第四十八条の二十五第一項】に改め、同号を同項第九号とし、同項第七号中「第四十八条の二十一第一項】を「第四十八条の二十三第一項】に改め、同号を同項第八号とし、同項第六号の次に次の一号を加える。

九 道路法第四十八条の十七第二項の規定により協議すること。

第四十二条第三項中「第八条第一項第二十三号若しくは第十七条第一項第十九号」を「第八条第一項第二十四号若しくは第十七条第一項第二十二号」に改める。

第四十四条第三項中「道路法」の下に「第四十条第五項から第七項まで」を加え、「第六十七条及び第六十九条」を「及び第六十七条」と改め、「において」の下に「同法第四十四条第十五条から第七項までの規定中「道路管理者」とあるのは「会社」と、同条第五項中「前項の規定による命令」とあるのは「道路整備特別措置法第四十四条第一項の規定による立入り又は一時使用」とを加え、「同法第六十九条中「道路管理者」とあるのは「会社」と、同条第一項中「第六十六条又は前条の規定による処分に因り」とあるのは「道路整備特別措置法第四十四条第一項の規定による立入り又は一時使用により」と」を削る。

第三十六条中「第八条第一項第二十六号又は第十七条第一項第二十二号」を「第八条第一項第二十七号又は第十七条第一項第二十三号」に改める。

第十七条第一項第二十二号」を「第八条第一項第二十七号又は第十七条第一項第二十三号」に改める。

第三十五条中「第八条第一項第二十三号」を「第八条第一項第二十四号」に、「第十七条第一項第十九号」を「第十七条第一項第二十号」に改める。

第三十五条中「第八条第一項第二十三号」を「第八条第一項第二十四号」に、「第十七条第一項第二十号」を「第十七条第一項第二十一号」に改め、同条第一項中「第二十三号」を「第二十四号」に改める。

第七条道路法第四十八条の十七第二項の規定により協議すること。

平成三十年三月三十日 参議院会議録第十号 道路法等の一部を改正する法律案

償について」に、「同条第二項又は第三項」を「同

第六項及び第七項」に改める。

第五十四条第一項中「第八条第一項第三十五  
号又は第十七条第一項第三十一号」を「第八条第  
二項第三十六号又は第十七条第一項第三十二  
号」に改める。

(道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に  
関する法律の一一部改正)

第三条 道路整備事業に係る国の財政上の特別措  
置に関する法律(昭和三十三年法律第三十四号)  
の一部を次のように改正する。

第二条 平成二十年度を「平成三十年度」に  
改め、「改築」の下に「又は修繕」を加える。

第三条中「第五十一条」を「第五十一条第一項  
及び第二項」に改める。

第六条を第七条とし、第五条を第六条とし、  
第四条の次に次の二条を加える。

(特定連絡道路に関する工事に係る資金の貸  
付け)

第五条 国は、都道府県又は市町村が特定連絡  
道路工事施行者(道路法第二十四条の規定に  
より特定連絡道路の道路管理者の承認を受け  
て当該特定連絡道路に関する工事を行おうと  
する者であつて国土交通大臣が政令で定める  
要件に適合すると認めるものをいう)に対し  
当該工事に要する費用に充てる資金を無利子

で貸し付ける場合において、その貸付けの条

件が第三項の政令で定める基準に適合してい  
るときは、当該貸付けに必要な資金の一部を  
無利子で当該都道府県又は市町村に貸し付け  
れる」とができる。

八条の十七第一項の規定により指定された重  
要物流道路(高速自動車国道又は自動車専用  
道路であるものに限る)と商業施設、レクリ  
エーション施設その他の施設でその利用者の  
うち相当数の者が当該重要物流道路を通行す  
るものとを連絡する道路(他の道路と平面で  
交差するものを除く)であつて、当該重要物  
流道路と他の連絡道路(当該重要物流道路と  
当該施設とを連絡する道路をいう)が連結す  
る部分における交通の混雑を緩和するために  
整備されるものをいう。

当該施設とを連絡する道路をいう。)が連結す  
る部分における交通の混雑を緩和するために  
整備されるものをいう。

第二条 この法律の施行に関し必要な経過措置  
は、政令で定める。

第二条 この法律の施行後五年を経過し  
た場合において、第一条の規定による改正後の  
道路法及び第二条の規定による改正後の道路整  
備特別措置法の施行の状況について検討を加  
え、必要があると認めるときは、その結果に基  
づいて必要な措置を講ずるものとする。

(地方自治法の一一部改正)

第三条 政府は、この法律の施行後五年を経過し  
た場合において、第一条の規定による改正後の  
道路法及び第二条の規定による改正後の道路整  
備特別措置法の施行の状況について検討を加  
え、必要があると認めるときは、その結果に基  
づいて必要な措置を講ずるものとする。

第六条 踏切道改良促進法(昭和三十六年法律第  
一百九十五号)の一部を次のように改正する。

第四条 第五項中「第四十八条の二十第一項」を  
「第四十八条の二十三第一項」に改める。

第五条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七  
号)の一部を次のように改正する。

第六条 踏切道改良促進法(昭和三十六年法律第  
一百九十五号)の一部を次のように改正する。

第七条 電線共同溝の整備等に関する特別措置法  
(平成七年法律第三十九号)の一部を次のように  
改正する。

第八条 特別会計に関する法律の一部改正

第三项を「第四十四条第五項から第七項まで(これらの規  
定を第九十一条第二項において準用する場合を  
含む)、第四十七条の二第三項に、「第六十  
九条」を「第六十九条第一項並びに同条第二項  
において準用する第四十四条第六項及び第七項」に改め  
る。

第十一条 この法律は、公布の日から起算して六月  
を超えない範囲内において政令で定める日から

(高速自動車国道法の一一部改正)

第五条 高速自動車国道法(昭和三十二年法律第  
七十九号)の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項中「又は第二十七条」を  
「第二十七条又は第四十八条の十九第一項」に  
改める。

第六条 踏切道改良促進法(昭和三十六年法律第  
一百九十五号)の一部を次のように改正する。

第七条 電線共同溝の整備等に関する特別措置法  
(平成七年法律第三十九号)の一部を次のように  
改正する。

第八条 特別会計に関する法律の一部改正

第三项を「第四十四条第六項及び第七項」に改め  
る。

(特別会計に関する法律の一一部改正)

第八条 特別会計に関する法律(平成十九年法律  
第二百二十三号)の一部を次のように改正する。

第一百二十四条第一号末中「若しくは第四項」  
を「若しくは第六項」に改める。

第十二条 第二項を「第六十九条第一項並びに同条第二項  
において準用する第四十四条第六項及び第七項」に改め  
る。

第十三条 第二項を「第六十九条第一項並びに同条第二項  
において準用する第四十四条第六項及び第七項」に改め  
る。

第十四条 第二項を「第六十九条第一項並びに同条第二項  
において準用する第四十四条第六項及び第七項」に改め  
る。

## 審査報告書

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。

よつて要領書を添えて報告する。

平成三十年三月二十九日

内閣委員長 森葉賀津也

参議院議長 伊達 忠一殿

一 企業主導型保育事業の推進に当たり、子ども

も・子育て拠出金の負担が、経営資源に乏しい中小・零細企業の経営を圧迫することのないよう、十分に配慮すること。また、子ども・子育て拠出金の率等の変更に当たっては、事業主団体との協議を尽くすこと。

二 保育の質の確保を図る観点から、市町村の待機児童解消等に向けた取組を支援するため都道

府県が関係市町村等と組織する協議会においては、保育士の配置基準について、市町村の判断

を尊重して議論が行われるよう配慮すること。

三 認可外保育施設の安全性を確保するため、都道府県による指導監督が適正に実施されるよう、所要の措置を講じること。特に、企業主導

こととする等の措置を講じようとするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

## 一、費用

本法施行に伴う経費として、平成三十年度特別会計予算(年金特別会計子ども・子育て支援勘定)に約千三十二億円が計上されている。

## 附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

限努力すること。

六 喫緊の課題となつてゐる待機児童の解消における、保育士等の保育人材に対する更なる処遇改善策を講じること。なお、処遇改善策を講じるに当たっては、保育所等における人件費の運用実態等について十分な調査、検証を行うこと。

右決議する。

が支弁する同条第二号に掲げる費用のうち、国、都道府県その他の者が負担すべきものとして政令で定めるところにより算定した額(以下「施設型給付費等負担対象額」という。)であつて、満三歳未満保育認定子ども(第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもたち、満三歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者を含む。第六十九条第一項及び第七十条第二項において同じ。)に係るものについては、その額の六分の一を超えない範囲内で政令で定める割合に相当する額(次条第一項及び第六十八条第一項において「拠出金充當額」という。)を第六十九条第一項に規定する拠出金をもつて充てる。

2 全国的な事業主の団体は、前項の割合にしき、内閣総理大臣に対して意見を申し出ることができる。

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成三十年三月十六日

衆議院議長 大島 理森

参議院議長 伊達 忠一殿

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案

子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

第六十六条の次に次の二条を加える。

(拠出金の施設型給付費等支給費用への充当)第六十六条の二 第六十五条の規定により市町村

が支弁する同条第二号に掲げる費用のうち、国、都道府県その他の者が負担すべきものとして政令で定めるところにより算定した額(以下「施設型給付費等負担対象額」という。)であつて、満三歳未満保育認定子ども(第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもたち、満三歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者を含む。第六十九条第一項及び第七十条第二項において同じ。)に係るものについては、その額の六分の一を超えない範囲内で政令で定める割合に相当する額(次条第一項及び第六十八条第一項において「拠出金充當額」という。)を第六十九条第一項に規定する拠出金をもつて充てる。

2 全国的な事業主の団体は、前項の割合にしき、内閣総理大臣に対して意見を申し出ることができる。

る額及び拠出金充当額を合算した額を交付する」に改める。

第六十九条第一項中「拠出金対象児童手当費用」という。」の下に「第六十五条の規定により市町村が支弁する同条第一号に掲げる費用(施設型給付費等負担対象額のうち、満三歳未満保育認定子どもに係るものに相当する費用に限る。次条第二項において「拠出金対象施設型給付費等費用」という。)を加える。

第七十条第一項中「拠出金対象児童手当費用」の下に「拠出金対象施設型給付費等費用」を加え、

「第六十八条第一項」を「第六十八条第一項の規定により国が負担する額(満三歳未満保育認定子どもに係るものに限る。)、同条第二項」に、「千分の二・五」を「千分の四・五」に改める。

附則に次の一条を加える。

#### (保育充実事業)

第十四条 保育の実施への需要が増大しているものとして内閣府令で定める要件に該当する市町村(以下この条において「特定市町村」という。)は、当分の間、保育の量的拡充及び質の向上を図るために、小学校就学前子どもの保育に係る子育て支援に関する事業であつて内閣府令で定めるもの(以下この条において「保育充実事業」という。)のうち必要と認めるものを市町村が支弁するもの、子育て支援に関する事業であつて内閣府令で定めるもの(以下この条において「保育充実事業」という。)のうち必要と認めるものを市町

町村子ども・子育て支援事業を行なうことができる。

2 特定市町村以外の市町村(次項及び第四項において「事業実施市町村」という。)は、当分の間に、保育の量的拡充及び質の向上を図るため特に認めるもの市町村子ども・子育て支援事業に必要があるときは、保育充実事業のうち必要とするもの市町村子ども・子育て支援事業計画に従つて当該事業に従つて当該保育充実事業を行うことができる。

3 国は、保育充実事業を行う特定市町村又は事業実施市町村に対し、予算の範囲内で、政令で定めるところにより、当該保育充実事業に要する費用の一部を補助することができる。

4 特定市町村又は事業実施市町村を包括する都道府県は、保育充実事業その他の保育の需要に応ずるための特定市町村又は事業実施市町村の取組を支援するため、小学校就学前子どもの保育に係る子ども・子育て支援に関する施策であつて、市町村の区域を超えた広域的な見地から調整が必要なもの又は特に専門性の高いものについて協議するため、内閣府令で定めるところにより、当該都道府県、当該特定市町村又は

を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、文部科学大臣及び厚生労働大臣に協議しなければならない。

#### 附 則

##### (施行期日)

1 この法律は、平成三十年四月一日から施行する。

(特別会計に関する法律の一部改正)

2 特別会計に関する法律(平成十九年法律第二百三号)の一部を次のように改正する。

第三百八条中「平成二十四年法律第六十五号」による]の下に「子どものための教育・保育給付」を加える。

第三百十一条第五項第二号中トをチとし、ロから今までをハからトまでとし、イの次に次のように加える。

口 子どものための教育・保育給付交付金

(子ども・子育て支援法第六十八条第一項の規定による交付金をいう。以下同じ。)及びこれに関する諸費

第三百十三条规定による交付金をいう。以下同じ。)及びこれに関する諸費

第三百三十三条第三項中「子ども・子育て支援法」の下に「第六十五条の規定により市町村が支弁する同条第一号に掲げる費用で同法第六十八条第一項の規定により国庫が負担するもの、子どものための教育・保育給付交付金に関する諸費で国庫が負担するもの、同法」を加え、「第三百三十一条の四の次に次の二条を加える。

## (子ども・子育て支援勘定の歳出の特例)

第三十一条の五 当分の間、第一百十一条第五項の規定によるほか、子ども・子育て支援法附則第十四条第三項の規定による補助金は、子ども・子育て支援勘定の歳出とする。

(一般会計から子ども・子育て支援勘定への繰入れの特例)

第三十一条の六 当分の間、第六条の規定にかかるわらず、毎会計年度、予算で定めるところにより、子ども・子育て支援法附則第十四条

第三項に規定する保育充実事業に要する費用で国庫が補助するものに相当する額は、一般会計から子ども・子育て支援勘定に繰り入れるものとする。この場合における第一百二十条第一項第三号の規定の適用については、同号中「及び子ども・子育て支援交付金」とあるのは、「子ども・子育て支援交付金の額及び子ども・子育て支援法附則第十四条第三項の規定による補助金」とする。

(特別会計に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

3 前項の規定による改正後の特別会計に関する法律の規定は、平成三十年度の予算から適用し、平成二十九年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関しては、なお従前の例による。

## 審査報告書

放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求める件

右は全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成三十一年三月二十九日

総務委員長 竹谷とし子

参議院議長 伊達 忠一殿

## 要領書

## 一、委員会の決定の理由

本件は、放送法第七十条第二項の規定に基づき、日本放送協会の平成三十年度收支予算、事業計画及び資金計画について、国会の承認を求めるものである。

これら収支予算等によれば、一般勘定事業収支については、事業収入が七千百六十八億円、事業支出が七千百二十八億円で、事業収支差金は四十億円となる。この事業収支差金は、全額を4K・8K設備等の建設費に使用する。

また、事業計画では、三か年経営計画の初年度として、自主自律を堅持し、放送を太い幹としつつインターネットも活用して、正確な情報をお公公平・公正に伝え、命と暮らしを守る報道に全力を擧げるとともに、多彩で質の高いコンテンツの充実、積極的な国際発信による日本と国際社会の相互理解の促進、放送・サービスを通じた地域社会への貢献、受信料の公平負担徹底に向けた支払率向上、創造的で効率的な経営の推進、時代にふさわしい働きができる組織への改革、放送センター建替の推進等に取り組むとしている。

これら収支予算等は、いずれも同協会の事業運営上妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

附帯決議

これら収支予算等によれば、一般勘定事業政府及び日本放送協会は、公共放送の使命を全うし、国民・視聴者の信頼に応えることができるよう、次の事項についてその実現に努めるべきである。

政府は、日本国憲法で保障された表現の自由、放送法に定める放送の自律性を尊重し、協会を含めた放送事業者の番組編集における自主・自律性が保障されるように放送法を運用すること。

また、監査委員会は、放送法に基づく調査権限を適切に行使し、役員に不適切な行為がある場合、又は、公共放送の倫理観にもとる行為がある場合には、監査委員会と十分に連携しながら、時宜を失すことなく厳格に対処すること。

三、経営委員会は、協会の経営に関する最高意思決定機関として重い職責を担っていることを再確認し、役員の職務執行に対して一層実効ある監督を行うことなどにより、国民・視聴者の負託に応えること。

また、監査委員会は、平成二十五年に首都圏放送センターの記者が過労で亡くなられた事実を重く受け止め、協会の業務に携わる者の命と健康を最優先とし、適正な労務管理、業務・組織の見直し等を徹底的に行うことにより、長時間労働による被害を一度と起さぬよう全力で取り組むこと

に、放送の不偏不党、真実及び自律を確保すること。

また、放送番組の編集に当たっては、公正を保持し、事実を客観的かつ正確、公平に伝え、真実に迫るために最善の努力を不斷に行うことともに、意見が分かれている問題については、できる限り多くの角度から論点を明らかにするなど、放送法の原則を遵守すること。

もに、その取組状況等を協会内外に広く丁寧に周知すること。

五、協会は、関連団体を含め不祥事が頻発していることに対し、国民・視聴者から厳しい批判が寄せられていることを踏まえ、公共放送を担う者としての役職員の倫理観を高め、綱紀の肅正、コンプライアンスの徹底、再発防止策の確実な実施等を組織一体となって行うことにより、信頼回復に全力を尽くすとともに、その取組状況等を国民・視聴者に丁寧に説明すること。

六、協会は、平成二十九年十二月の最高裁判決も踏まえ、公共放送の存在意義や受信料制度に対する国民の理解を促進し、協会に対する信頼感の醸成に組織一体となって取り組むとともに、受信契約の締結は視聴者の理解を得た適正なものでなければならないことを認識した上で、公平負担の観点から、受信料支払率の向上に努めること。

七、協会は、その運営が受信料によって支えられており、国民・視聴者に適切に利益を還元していくことの重要性に鑑み、繰越金の現状や今後の事業収支の見通し等を踏まえ、協会の収支構造及び受信料体系の在り方について、不斷の見直しを行うこと。

また、国民・視聴者に対するサービスの低下

や職員の負担の増大を招かないよう配慮しつつ、より効率的な体制の確立に向けた取組を推進するとともに、放送センターの建替については、建設費の大幅な増大が生じないよう万全を期すこと。

八、協会は、経営委員会や理事会等における意思決定に至る過程はもとより、財政運営上の規律、不祥事に伴う処分、子会社等の運営状況、調達に係る取引、放送センターの建替基本計画の遂行状況等について、議事録を適切に作成・管理するとともに、情報の開示・説明を十分に行うことにより、国民・視聴者に対する説明責任を果たすこと。

また、国民・視聴者から寄せられる様々な意見に対し、必要に応じ自律的に調査し、その結果を速やかに公表することにより、国民・視聴者からの信頼の維持に努めること。

十一、協会は、本院からの要請に基づく平成二十九年三月の会計検査院の報告等を踏まえ、グループとしてのガバナンスを強化し、子会社等からの適切な還元を図るとともに、重複業務の整理等を推進し、透明性の高い効率的なグループ経営の構築に向けて、迅速かつ確実に取り組むこと。

十五、協会は、サイバーセキュリティ基本法に定める重要な社会基盤事業者であること及び東京オリンピック・パラリンピックに向けてサイバーアクセス機会を確保し、デジタル・デバイドを解消するため、字幕放送、解説放送、手話放送の一層の充実等を図ること。

十四、協会は、首都直下地震や南海トラフ地震等に備え、本部等の機能や運用・実施体制の強化を図るとともに、自然災害からの復興に資する報道を充実し、併せて、災害の記録の保存・活用に努めること。

十三、協会は、障がい者、高齢者に対し、十分な情報アクセス機会を確保し、デジタル・デバイ

九、政府及び協会は、インターネット常時同時配信を含む協会の業務の在り方について、国民・視聴者や民間放送事業者等の見解を幅広く聞きながら、受信料制度及びガバナンスの在り方とともに丁寧に検討を進めること。

十二、協会は、東京オリンピック・パラリンピックが開催される2020年を見据えた4K・8K放送の整備及び普及促進に当たっては、過剰投資、多重投資とならないよう十分な計画性を持つて行うこと。

右は本院において承認することを議決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

また、協会は、当該検討に当たっては、協会の業務に対する国民・視聴者のニーズや動向を的確に把握し、関係者間での情報共有及び連携を図り、広く情報提供を行うとともに、イン

放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求める件

右は本院において承認することを議決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

また、4K・8K放送の普及段階を見据えた衛星放送の在り方について、国民・視聴者や関係事業者の意見を幅広く聞きながら、検討を進めること。

参議院議長 伊達 忠一殿

衆議院議長 大島 理森

平成三十年三月二十三日

放送法第70条第2項の規定に基づき、承認を求める件  
放送法第70条第2項の規定に基づき、別冊日本放送協会平成30年度収支予算、事業計画及び資金計  
画について、国会の承認を求める。

## 日本放送協会平成30年度収支予算、事業計画及び資金計画

### 平成30年度収支予算

#### 予算総則

第1条 日本放送協会(以下、「協会」という。)の平成30年度収支予算の収入及び支出を別表第1収支

予算書のとおり定める。  
第2条 放送の受信についての契約を締結した者から徴収する受信料の額は、別表第2に掲げる契約

種別及び別表第3に掲げる支払区分に応じ、別表第4に掲げるとおりとする。ただし、沖縄県の区  
域において徴収する受信料の額は、特別契約を除き、特例措置として、別表第5に掲げるとおりと  
する。

2 前項の規定にかかわらず、別表第6に定める契約を合わせて10件以上締結した者が、別表第3に  
掲げる支払区分のうち、口座振替又は継続振込により一括して支払う場合は、前項に定める受信料  
の額から別表第6に掲げる額を減ずることとする。ただし、第3項、第4項又は第5項の規定によ  
る場合を除く。

3 第1項の規定にかかわらず、協会が定める要件を備えた団体の構成員で別表第7に定める契約を  
締結した者が15名以上まとまり、団体としてその代表者を通じ、別表第3に掲げる支払区分のう  
ち、口座振替又は継続振込により一括して支払う場合は、第1項に定める受信料の額から別表第7  
に掲げる額を減することとする。ただし、第5項の規定による場合を除く。また、次項の規定を重  
ねて適用し、対象となる契約を締結した者が代表者を通じて支払う場合は、第1項に定める受信料  
の額からその半額を減じ、さらに別表第7に掲げる額を減することとする。

4 第1項の規定にかかわらず、住居での放送の受信についての契約を締結している者が、別表第3  
に掲げる支払区分に応じて支払う場合で、その放送受信契約者又はその者と生計をともにする者が  
別の住居での放送の受信についての契約を締結し、別表第3に掲げる支払区分により支払う場合  
は、当該契約について、第1項に定める受信料の額からその半額を減することとする。

5 第1項の規定にかかわらず、事業所など住居以外の場所での放送の受信について、同一敷地内で  
必要なすべてかつ2件以上の契約を締結し、一括して支払う場合は、契約のうち1件を除外した残  
りのそれぞれについて、第1項に定める受信料の額からその半額を減することとする。

第3条 本予算は、この予算の各項に定めた目的以外にこれを使用することができない。  
第4条 本予算の各項に定めた経費の金額は、予算の執行上やむを得ない場合に限り、経営委員会の  
議決を経て、各項間において、相互に流用することができる。ただし、給与については、退職手  
当・厚生費と相互に流用する場合を除いては、他の項と相互に流用することができない。

2 前項ただし書の規定にかかわらず、経済情勢の予見できない変動に伴い、本予算における給与の  
額が民間賃金及び国等の給与の額に比して、著しく均衡を欠くこととなつた場合に、事業計画の実  
施を妨げない範囲において給与の改定を行うとき、及び想定し得ない業務の発生により、給与又は  
他の項の支出がやむを得ず予算額に比し増加するときに限り、経営委員会の議決を経て、給与と他

の項目間で相互に流用することができる。

第5条 本予算中、資本支出において年度内に支出を終わらないときは、同一計画事項の支出に充て  
るため、予算の残額を翌年度に繰り越すことができる。

2 前年度予算総則第5条による繰越額は、本年度において、同一計画事項に限り使用することがで  
きる。

6 条 予備費は、予見しがたい予算の不足に充てる以外にこれを使用することができない。

2 予備費を使用する場合は、経営委員会の議決を経なければならぬ。

7 条 事業量の増加等により、収入が予算額に比し増加するときは、その増加額は、経営委員会の  
議決を経て、その一部又は全部を事業のため直接必要とする経費の支出若しくは特別支出、又は設  
備の新設、改善に充てることができる。

8 条 事業支出における減価償却費が予算額に比し減少することにより、事業収支差金が予算額に  
比し増加するときは、その増加額は、経営委員会の議決を経て、その一部又は全部を本予算におい  
て予定する設備の新設、改善に充てることができる。

9 条 事業収入が予算額に比し減少することにより、事業収支差金が予算額に比し減少するとき  
は、経営委員会の議決を経て、前期繰越金を本予算において予定する設備の新設、改善又は事業収  
支差金の不足の補てんに充てることができる。

10 条 前年度の決算において、後期繰越金が前年度予算で予定した額に比し増加したときは、その  
増加額は、経営委員会の議決を経て、その一部又は全部を設備の新設、改善に充てることができる。  
11 条 国際放送及び選舉放送の実施に対する交付金が予算額に比し増加するときは、その増加額  
は、それぞれ国際放送及び選舉放送に關係ある経費の支出に充てができる。

12 条 業務に關係ある調査研究等に対し、交付金、補助金等の收入があるときは、その金額は、調  
査研究等に關係ある経費の支出に充てができる。

### (一般勘定) (事業収支)

#### 平成30年度収支予算書

(単位 千円)

事業 収 入	現 金	金 額
受 交 副 財 雜 特	料 金 収 入 付 次 務 収 入 別 収 入	699,597,562 3,565,662 7,571,497 3,563,857 2,320,000 244,000
事 業 収 入	現 金	金 額
		716,862,578

事業支出	内放送費 国際放送費 契約費 受信料 広報費 調査研究費 給付費 職員手当費 手当費 通勤費 理賃費 却保費 共済費 財務費 特許料 予備費	712,802,525 342,478,630 26,001,713 62,874,570 1,105,420 6,171,732 9,169,436 116,448,929 49,297,293 14,724,052 80,300,000 3,750 2,227,000 2,000,000
事業収支差金		4,060,053

(放送番組等有料配信業務勘定) (事業収支)		(単位 千円)	
款	項	金額	額
事業収入		2,225,261	
事業支出	放送番組等有料配信業務収入	2,225,261	
	放送番組等有料配信業務費用	2,193,798	
	職員手当費	1,995,469	
	通勤費	21,295	
	理賃費	90,785	
	却保費	33,885	
	共済費	40,663	
	財務費	16,701	
事業収支差金		26,463	

事業収支差金の内訳

(単位 千円)

資本支出	充 当 (建設費)	4,060,053
(資本収支)		
款	項	金額
資本収入	金額	
	102,300,000	
資本支出	減価償却資金受入れ	
	16,701	
資本収支差金	建設費	
	16,701	
	—	

事業収支差金2,646万3千円については、一般勘定からの短期借入金の返還に充てる。これを含む平成30年度末の繰越不足△72億8,564万3千円については、一般勘定からの短期借入金等をもつて補てんする。

(受託業務等勘定)  
(事業収支)

資本収支差金	款	項	金額
事業収支差金	事業収入	受託業務等収入	1,406,164

事業収支において、事業収入から特別収入を除いた経常収入は、7,166億1,857万8千円、事業支出から特別支出を除いた経常支出は、7,105億7,552万5千円であり、経常収支差金は、60億4,305万3千円である。

事業収支差金	支 出		1,178,118
	受 託 業 務 等 費		1,178,118
事業収支差金 2億2,804万6千円について、一般勘定の副次収入に繰り入れる。			
別表第2 契約種別			
地 上 契 約	地 上 系 による テ レ ビ ジ ョ ン 放 送 のみ の 受 信 に つ い て の 放 送 受 信 契 約		
衛 星 契 約	衛 星 系 及 び 地 上 系 によ る テ レ ビ ジ ョ ン 放 送 の 受 信 に つ い て の 放 送 受 信 契 約		
特 别 契 約	地 上 系 によ る テ レ ビ ジ ョ ン 放 送 の 自 然 的 地 形 に よ る 難 視 听 地 域 又 は 列 車、電車その他の営業用の移動体において、衛星系によるテレビジョン放送のみの受信についての放送受信契約		
別表第3 支 払 区 分			
口 座 振 替	協会の指定する金融機関に設定する預金口座等から、協会の指定日に自動振替によって行う支払		
クレジットカード等 継 続 払	協会の指定するクレジットカード会社等との契約に基づき、クレジットカード会社等に継続して立て替えさせることによって行う支払		
継 続 振 込	協会の指定する金融機関、郵便局又はコンビニエンスストアにおいて、協会が定期的に送付する払込用紙を用いて、協会の指定する支払期日までに継続して払込むことによって行う支払		
別表第4 受信料額(消費税込額)			
地 上 契 約	支 払 区 分	月 額	6か月前払額
地 上 契 約	口座・クレジット	1,260円	7,190円
地 上 契 約	継 続 振 込 等	1,310円	7,475円
衛 星 契 約	口座・クレジット	2,230円	12,730円
衛 星 契 約	継 続 振 込 等	2,280円	13,055円
特 别 契 約	口座・クレジット	985円	5,620円
特 別 契 約	継 続 振 込 等	1,035円	5,905円
「口座・クレジット」とは別表第3に掲げる口座振替又はクレジットカード等継続払をいい、「継続振込等」とは継続振込又は協会が定めるその他の支払方法をいう。			
予算総則第2条第2項、第3項及び第5項で適用する第2条第1項の受信料額は、その支払区分にかかわらず継続振込等の額とする。			
なお、第2条第5項で規定する除外する1件の受信料額についても、その支払区分にかかわらず継続振込等の額とする。			
別表第5 受信料額(沖縄県)(消費税込額)			
契 約 種 別	支 払 区 分	月 額	6か月前払額
地 上 契 約	口座・クレジット	1,105円	6,300円
地 上 契 約	継 続 振 込 等	1,155円	6,585円
衛 星 契 約	口座・クレジット	2,075円	11,840円
衛 星 契 約	継 続 振 込 等	2,125円	12,125円
「口座・クレジット」とは別表第3に掲げる口座振替又はクレジットカード等継続払をいい、「継続振込等」とは継続振込又は協会が定めるその他の支払方法をいう。			
予算総則第2条第2項、第3項及び第5項で適用する第2条第1項の受信料額は、その支払区分にかかわらず継続振込等の額とする。			
なお、第2条第5項で規定する除外する1件の受信料額についても、その支払区分にかかわらず継続振込等の額とする。			
別表第6 多数契約一括支払における割引額(消費税込額)			
契 約 種 別 ごとの 契 約 件 数	契 約 種 別 ごとの 全 契 約 を 対 象 に 1 件 あ た り 減 ず る 月 額		
50件未満	衛 星 契 約	特 別 契 約	200円
50件以上100件未満			230円
100件以上			90円
別表第7 団体一括支払における割引額(消費税込額)			
契 約 種 別	割 引	額	
衛 星 契 約	特 別 契 約	200円	

## 1 計画概説

経営計画の初年度となる平成30年度は、4K・8Kスーパーハイビジョンの本放送開始や放送と通信の融合のさらなる進展などメディア環境の変化に対応し、経営計画に基づいた事業運営を着実に実施して、公共メディアの実現に向けて取り組む。

事業運営にあたっては、自主自律を堅持し、放送を太い幹としつつインターネットも活用して、正確な情報を公平・公正に伝え、命と暮らしを守る報道に全力を挙げるとともに、多彩で質の高いコンテンツを充実する。また、積極的な国際発信により日本と国際社会の相互理解を促進するとともに、放送・サービスを通じて地域社会に貢献する。さらに、4K・8Kスーパーハイビジョンの本放送を開始し、普及に努めるとともに、最新の技術を活用した放送・サービスの創造に積極的に取り組む。あわせて、人にやさしい放送・サービスの充実に取り組む。

協会の主たる財源である受信料については、公平負担の徹底に向け、受信料制度の理解促進による負担軽減策を実施する。

関連団体を含めたグループ一体で創造的で効率的な経営を推進することともに、時代にふさわしい働き方ができる組織へと改革を進める。また、東京・渋谷の放送センターの建替えを着実に進め

(1) 緊急報道や番組充実のための設備及び4K・8Kスーパーハイビジョン設備を整備するとともに、大規模災害時等においても安定的な放送・サービスを継続するための設備整備等を行う。

(2) 国内放送は、公共放送の基本を堅持し、その使命を果たすために、正確で公平・公正な情報を迅速に伝え、安全で安心な暮らしに貢献するとともに、東日本大震災や熊本地震等による被災地の復興を継続して支援する。幅広い世代の期待にこたえる多彩な番組を編成して、豊かで質の高い放送を実現するとともに、地域の特性や視聴者の关心に応じた放送・サービスを充実し、地域社会に貢献する。

また、教育放送及び障害者や高齢者に向けた放送の充実を図るとともに、2018 FIFAワールドカッププロジェクトの放送を実施する。このほか、東京オリンピック・パラリンピックに向けた番組を放送し、あわせて放送の実施に向けた準備を取り進める。

(3) 國際放送は、自主自律の編集権を堅持し、外国人向け放送及び邦人向け放送として、正確で客観的なニュースや幅広い分野の番組を多様な媒体を通じて発信するなど、海外登録強化に取り組み、国際社会の日本に対する理解を促進する。

(4) 受信料の公平負担の徹底に向けて、契約収納活動を強化するとともに、受信料制度の理解促進を行なう。

なお、受信料の負担軽減策として、社会福祉施設への免除の拡大及び奨学金受給対象等の学生への免除を実施する。

(5) 調査研究については、新たな放送・サービスの創造に資する放送技術の研究開発を行うとともに、放送番組・サービスの向上に寄与する調査研究の推進により、その成果を放送に生かし、また、広く一般に公開して、放送文化の発展に資する。

(6) 放送番組等を電気通信回線を通じて、有料で一般の利用に直接供する業務等については、コンテンツの充実や利便性の向上を図る。

(7) 会館施設等の一般供用、賃貸及び放送番組の受託制作等については、協会業務の円滑な遂行に支障のない範囲内において実施する。

(8) NHKグループ一体で、より創造的で効率的な体制の確立に向けて、働き方改革や透明性の高い組織運営、リスクマネジメントの強化等を推進する。

## 2 建設計画

建設計画については、新放送・衛星放送施設の整備に212億8,000万円、テレビジョン放送網及びラジオ放送網の整備に172億円、放送会館の整備に56億6,000万円、放送番組設備の整備に454億5,000万円、研究施設の整備等に127億1,000万円、総額1,023億円をもって施行する。

(1) 新放送・衛星放送施設整備計画

4K・8Kスーパーハイビジョンの本放送開始や東京オリンピック・パラリンピックに向けた4K・8Kスーパーハイビジョン設備の整備を行うとともに、衛星テレビジョン放送の送出設備など衛星放送設備を更新する。

これらに要する経費は、212億8,000万円である。

(2) テレビジョン放送網整備計画

テレビジョン放送の受信状況の改善のための設備を整備するとともに、老朽の著しいテレビジョン放送設備の更新等を行う。また、地震や停電等に備え、放送所の電源設備等の機能を強化する。

これらに要する経費は、102億6,000万円である。

(3) ラジオ放送網整備計画

外国電波による混信等の受信状況を改善するための中波放送局の建設及びFM放送局の建設調査を行うとともに、老朽の著しいラジオ放送設備の更新等を行う。また、災害に備えた中波放送局の建設を行うほか、地震や停電等に備え、放送所の電源設備等の機能を強化する。

これらに要する経費は、69億4,000万円である。

(4) 放送会館整備計画

金沢放送会館の整備を完了する。また、奈良、札幌、大津及び佐賀の放送会館の整備等を進め、放送センターの建替えについては、第1期工事の設計に着手する。

これらに要する経費は、56億6,000万円である。

<p>(5) 放送番組設備整備計画</p> <p>緊急報道対応設備や番組の充実のための設備を整備する。また、老朽の著しい放送番組設備の更新等を行うほか、安定的な放送・サービスを継続するための設備を整備する。</p> <p>これらに要する経費は、454億5,000万円である。</p> <p>(6) 研究施設、一般施設整備計画</p> <p>新しい放送技術の開発のための研究設備を整備するほか、局舎設備等の整備を行う。</p> <p>これらに要する経費は、92億7,000万円である。</p> <p>(7) 建設管理</p> <p>建設計画の施行に共通して要する経費は、34億4,000万円である。</p>
<p>3 事業運営計画</p>
<p>(1) 国内放送</p>
<p>ア 番組関係</p>
<p>(ア) 地上テレビジョン放送</p>
<p>総合テレビジョンは、人々の命と暮らしを守るために正確で迅速な報道に全力を挙げて取り組むとともに、公平・公正・透明性の指針となるニュース・番組や文化、教養、娛樂等の多彩な番組を充実し、幅広い世代の接觸の拡大に取り組む。さらに、国際的に高い評価を得られる高品質な番組を制作するとともに、国際放送との連携を進める。放送時間は、1日24時間</p>
<p>間を基本とする。</p>
<p>教育テレビジョンは、教育、福祉等の重要課題に加え、語学、教養、趣味実用など多彩な番組を編成し、幅広い世代の知的関心にこたえる。また、番組ヒンターネットとの連携の充実により、子供や若者の視聴拡大を図るとともに、人々の暮らしに役立ち、豊かにする放送を目指す。このほか、定期的なマルチ編成を行う。放送時間は、1日20時間を基本とする。</p>
<p>(イ) 衛星テレビジョン放送</p>
<p>B S 1 は、臨場感あふれる情報チャンネルとして、国際・経済情報、スポーツ、ドキュメンタリーの各分野の充実を図る。東京オリンピック・パラリンピック開催番組を幅広く編成し、視聴者の関心にこたえるほか、世界や日本の今と向き合う番組を強化する。このほか、マルチ編成を活用した放送を実施する。放送時間は、1日24時間基本とする。</p>
<p>B S プレミアムは、本物志向のエンターテインメントチャンネルとして、大型番組の充実を図るとともに、他にはない良質な娛樂や深い感動のある多彩な番組を編成する。放送時間は、1日24時間を基本とする。</p>
<p>(ウ) 地域放送</p>
<p>地城放送は、地域に密着したニュースや情報番組、きめ細かな生活情報番組、地域の課題と向き合う番組等を放送することも、地域の魅力を全国に向けて発信する。また、大規模災害時には、きめ細かな情報を提供して人々の命と暮らしを守る。地城放送の放送時間は、総合テレビジョンで1日2時間30分、ラジオ第1放送で1日2時間30分、FM放送で1日1時間20分を基本とする。</p>
<p>(エ) 换言放送</p>
<p>データ放送は、総合テレビジョン、教育テレビジョン、B S 1、B S プレミアム、4 K 本放送及び8 K 本放送の各波で実施し、安全・安心情報を充実するとともに、各波の特色に合わせたコンテンツを展開する。このほか、インターネットを活用したデータ放送サービスを実施する。</p>

テレビジョン放送による聴覚障害者や高齢者向けの字幕放送については、放送時間を拡大し、サービスの充実を図る。また、主として視覚障害者向けの解説放送、ステレオ放送及び2か国語放送をテレビジョン放送の一部の番組で行う。

ワンセグ(主に携帯・移動端末向けサービス)は、総合テレビジョン及び教育テレビジョンで実施し、同じ内容の番組を同時に放送することを基本とする。ワンセグのデータ放送では、地域ごとのニュース・気象情報や番組関連情報等を提供する。

#### (4) インターネットの活用

インターネットによるサービスについては、人々の命と暮らしを守るためにニュースや防災情報を充実するとともに、深い番組理解につながるコンテンツや放送した番組等の提供、放送番組の周知を行う。

放送と通信を連携させたハイブリッドキャストについては、常時利用できる暮らしに役立つコンテンツや地上及び衛星のテレビジョン放送各波の番組連動コンテンツを提供する。

なお、インターネットサービスは、協会の定めたインターネット実施基準に基づき公表する実施計画にのっとり実施する。

#### (5) 放送番組の提供等

放送番組の提供については、国内外の放送事業者等への提供を通じて、協会が保有する映像資産等の多角的展開を行い、多様な媒体及び伝送路を活用した社会還元や海外への情報提供を行う。

放送番組の利用については、番組の効果的な編成に合わせ、学校教育の場や生涯学習活動への利用促進を図る。

これら番組関係に要する経費は、番組制作に2,480億3,740万4千円、番組の編成企画等に249億5,156万7千円で、総額2,738億8,897万1千円である。

#### イ 技術関係

放送施設の運用維持については、良好な電波送信の安定確保に努めるとともに、設備の効率的な保守運用を図る。

これら技術関係に要する経費は、総額685億8,965万9千円である。

#### 以上により、国内放送費総額は、3,424億7,863万円となる。

#### (2) 國際放送

国際放送は、公平・公正で信頼できるニュースや多様で良質な番組を様々な媒体を通じて海外へ発信し、世界の視聴者の期待にこえる。なお、外国人向け放送の名称を「NHKワールドJAPAN」に変更し、日本発の公共メディアであることを広く世界に伝える。

## (6) 調査研究

放送技術の研究については、スーパー・ハイ・ビジョンのさらなる進化に向けた研究開発を行う。また、放送と通信の連携サービス等新たなメディア環境に対応する技術の研究開発等を行う。

放送番組の研究については、社会・政治・生活に関する世論調査やコンテンツへの多様な接触を把握する評価手法を用いた調査・検証を進めるなど、放送・サービスの向上に寄与する調査研究を行う。

これらに要する経費は、総額91億6,943万6千円となる。

(7) 給与  
給与については、適正な水準の維持を図る。また、全国ネットワークを含む公共放送の役割を果たすための要員体制を構築する。

これに要する経費は、総額1,164億4,892万9千円となる。

(8) 退職手当及び福利厚生  
退職手当及び福利厚生については、退職給付費の減等により、総額492億9,729万3千円となる。

(9) 共通管理  
共通管理については、事務システム経費の増等により、総額147億2,405万2千円となる。

(10) 放送番組等有料配信業務  
放送番組等を電気通信回線を通じて、有料で一般の利用に直接供するサービスについては、コ

ンテンツの充実や利便性の向上等により、利用者の拡大を目指す。

このほか、放送番組を電気通信回線を通じて一般の利用に供する事業を行う者に、放送番組等を有料で提供する。

これらに係る収入は22億2,526万1千円、支出は21億9,879万8千円である。

(11) 受託業務等  
受託業務等については、会館施設等の一般供用、賃貸及び放送番組の受託制作等を行う。

これらに係る収入は14億616万4千円、支出は11億7,811万8千円である。

(12) 創造と効率、信頼を追求  
NHKグループ一体で、より創造的で効率的な体制の確立に向けて、長時間労働の抑制やダイ

バーンティーアクション等の働き方改革に取り組むほか、環境にやさしい経営を推進する。

また、受信料の価値をさらに高める質の高い放送・サービスを提供できる体制を構築するとともに、経営指標等を活用してNHKの公共的な役割と経営計画の達成状況を分かりやすく視聴者に説明するなど、効率的で透明性の高い組織運営を推進する。

さらに、放送・サービスの維持継続や情報漏えい防止を目的としたサイバーセキュリティーを強化とともに、コンプライアンスの徹底やリスク対策の強化に取り組む。

## 4 受信契約件数

## (1) 地上契約

## ア 有料契約見込件数

区	分	平成30年度	平成29年度	増減
年 度 初 頭 契 約 件 数	20,012,000	20,112,000	△	100,000
年 度 内 新 規 契 約 件 数	1,380,000	1,450,000	△	70,000
年 度 内 解 約 件 数	1,640,000	1,550,000	△	90,000
年 度 内 増 加 契 約 件 数	△ 260,000	△ 100,000	△	160,000
年 度 末 契 約 件 数	19,752,000	20,012,000	△	260,000

## イ 受信料免除見込件数

区	分	平成30年度	平成29年度	増減
年 度 初 頭 免 除 件 数	2,386,000	2,375,000	11,000	
年 度 内 新 規 免 除 件 数	386,000	272,000	114,000	0
年 度 内 解 約 件 数	261,000	261,000		
年 度 内 増 加 免 除 件 数	125,000	11,000	114,000	
年 度 末 免 除 件 数	2,511,000	2,386,000	125,000	

## (2) 衛星契約

## ア 有料契約見込件数

## イ 受信料免除見込件数

区	分	平成30年度	平成29年度	増減
年 度 初 頭 契 約 件 数	20,771,000	20,172,000	599,000	
年 度 内 新 規 契 約 件 数	1,360,000	1,379,000	△ 19,000	
年 度 内 解 約 件 数	900,000	780,000	120,000	
年 度 内 増 加 契 約 件 数	460,000	599,000	△ 139,000	
年 度 末 契 約 件 数	21,231,000	20,771,000	460,000	

(3) 特別契約

有料契約見込件数

区 分	平成30年度	平成29年度	増 減
年 度 初 頭 契 約 件 数	12,000	11,000	1,000
年 度 内 新 規 契 約 件 数	0	1,000	△ 1,000
年 度 内 解 約 件 数	0	0	0
年 度 内 増 加 契 約 件 数	12,000	12,000	△ 1,000
年 度 末 契 約 件 数	12,000	12,000	0

(参考1)

上記のうち沖縄県の区域における受信契約件数

区 分	地上契約	衛星契約	特別契約	合 計
年度初頭契約件数	20,012,000	20,771,000	12,000	40,795,000
年度内増加契約件数	△ 260,000	460,000	0	200,000
年度末契約件数	19,752,000	21,231,000	12,000	40,995,000

(参考2)

上記のうち沖縄県の区域における受信契約件数

区 分	地上契約	衛星契約	合 計
年度初頭契約件数	200,000	133,000	333,000
年度内増加契約件数	1,000	5,000	6,000
年度末契約件数	201,000	138,000	339,000

支払区分別受信契約件数

(1) 地上契約

区 分	口座振替 支 払	クレジット カード等離続 振込	継続振込	その他の合計
年度初頭契約件数	13,910,000	2,968,000	2,485,000	649,000 △ 20,012,000
年度内増加契約件数	△ 290,000	50,000	10,000	△ 30,000 △ 260,000
年度末契約件数	13,620,000	3,018,000	2,495,000	619,000 △ 19,752,000

上記のうち沖縄県の区域における受信契約件数

区 分	口座振替 支 払	クレジット カード等離続 振込	継続振込	その他の合計
年度初頭契約件数	12,654,000	2,913,000	4,974,000	230,000 △ 20,771,000
年度内増加契約件数	10,000	230,000	230,000	△ 10,000
年度末契約件数	12,664,000	3,143,000	5,204,000	220,000 △ 21,231,000

(3) 特別契約

区 分	口座振替 支 払	クレジット カード等離続 振込	継続振込	その他の合計
年度初頭契約件数	74,000	18,000	34,000	7,000 △ 1,000
年度内増加契約件数	2,000	2,000	2,000	5,000
年度末契約件数	76,000	20,000	36,000	6,000 △ 138,000

(参考2)

支払区分別受信契約件数

(1) 地上契約

区 分	事業運営関係	要員数
事建合	10,139人 179	10,318
要員数について、15人の増員を見込んだものである。		

5 要員計画

平成30年度資金計画

1 資金計画の概要

平成30年度收支予算及び事業計画に基づく本年度の資金計画は、受信料等による入金総額8,291億6,959万1千円、事業経費、建設経費等による出金総額8,424億135万3千円をもって施行する。

2 入金の部

受信料については、受信料収入予算6,995億9,756万2千円から年度内に収納に至らないものを控除した受信料収納額6,944億8,371万円を予定する。

このほか、固定資産売却代金1億7,720万円、建設積立資産の戻入れ5千万円、国際放送関係など交付金収入35億6,566万2千円、有価証券の償還517億円、受取利息その他の入金791億9,301万9千円を見込む。

以上により、入金額は、総額8,291億6,959万1千円である。

3 出金の部

事業経費6,225億5,168万4千円、建設経費1,023億円、有価証券の購入500億円、納付消費税その他出金675億4,966万9千円を合わせ出金額は、総額8,424億135万3千円である。

(参考) 資金の需要及び調達の四半期別見込は、下表のとおりである。

(単位 千円)

区分	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	合計
1 前期末資金有高	70,110,544	84,974,579	75,928,612	94,992,650	—
2 入 受 信 料	247,611,786	183,687,252	227,689,859	170,180,694	829,169,591
固定資産売却代金	207,126,549	144,489,795	195,161,307	147,706,059	694,483,710
建設積立資産戻入れ	5,652	162,789	3,107	5,652	177,200
交付金収入	—	—	—	50,000	50,000
有価証券償還	3,269	1,775,227	6,020	1,781,146	3,565,662
受取利息その他の入金	15,400,000	21,200,000	12,400,000	2,700,000	51,700,000
3 出 金	25,076,316	16,059,441	20,119,425	17,937,837	79,193,019
事業経費	232,747,751	192,733,219	208,625,821	208,294,562	842,401,353
建設経費	173,963,436	152,580,206	156,468,936	139,539,106	622,551,684
有価証券購入	27,196,571	12,852,192	21,036,909	41,214,328	102,300,000
納付消費税その他の出金	15,000,000	10,000,000	15,000,000	10,000,000	50,000,000
4 期末資金有高	84,974,579	75,928,612	94,992,650	56,878,782	—

日本放送協会平成30年度収支予算、事業計画及び資金計画に付する総務大臣の意見  
放送法(昭和25年法律第132号)第70条第2項の規定に基づき、日本放送協会平成30年度収支予算、事業計画及び資金計画に付する意見は次のとおりである。  
平成30年2月

総務大臣

日本放送協会平成30年度収支予算、事業計画及び資金計画に付する総務大臣の意見  
放送法(昭和25年法律第132号)第70条第2項の規定に基づき、日本放送協会平成30年度収支予算、事業計画及び資金計画に付する意見は次のとおりである。  
平成30年2月

日本放送協会(以下「協会」という。)には、公共の福祉のために、あまねく日本全国において受信できるよう、豊かで、かつ、良い放送番組を放送する等、放送法で定められている業務を着実に遂行することを通じて、公共放送の扱い手としての社会的使命を果たしていくことが求められている。

協会の平成30年度収支予算、事業計画及び資金計画(以下「収支予算等」という。)については、前年度収支予算を上回る事業収入により、事業収支差金の黒字を確保し、国民・視聴者の信頼と多様な要望に応える質の高い番組の提供、国際放送の充実等による海外情報発信の強化、我が国の経済成長の牽引力として期待される4K・8K等の先導的なサービスの推進、インターネットを活用した新たなサービスの創造、大規模災害等に備えた公共放送の機能の強軌化等に取り組むこととしており、おおむね妥当なものと認められる。

ただし、繰越金の現状や平成31年度以降も引き続き見込まれる事業収入の増加等を踏まえると、全体の収支構造が妥当なものと認められるか否かについて改めて検討することが適当であり、具体的には、既存業務全体の見直しや受信料額の引下げの可能性を含めた受信料の在り方について、検討を行うことを求める。

また、放送を巡る社会環境は、今後大きく変化することが想定されており、単に従来の延長線上の取組だけでは、中期的には、協会が公共放送の扱い手としての役割を十分に果たすことができないのではないかと考える。そこで、協会の在り方にについて、国民各層や関係者の意見も幅広く聞きながら、「業務」「受信料」「ガバナンス」の三位一体で改革を進める検討を、引き続き実施することを求める。

また、平成25年に首都圏放送センターの記者が過効で亡くなられたことを重く受け止め、二度と働き過ぎによって尊い命が失われることのないよう、徹底した取組を強く求める。

なお、収支予算等の実施に当たっては、協会は自らの経営が国民・視聴者の受信料によって支えられていることを十分に自覚し、業務の合理化・効率化に向けたたゆまぬ改善の努力を行なうとともに、国民・視聴者に対する説明責任を果たしていくことが必要である。

また、特に下記の点について配意すべきである。

1 国内放送番組の充実

○ 放送番組の編集に当たっては、公共放送の扱い手としての社会的使命を認識し、国民の生命と財産を守る正確で迅速な報道の確保や国民・視聴者の信頼と多様な要望に応える質の高い番組の提供等を行うとともに、我が国の文化の向上に寄与すること。

○ 国民各層の中で意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにする等、放送法の趣旨を十分に踏まえ、自らの番組基準に基づく正確かつ公正な報道を行うことにより、国民・視聴者の負託に的確に応えること。

## (六) 召

- 地方創生の観点から、地域の関係者と連携することにより、地方の魅力の紹介及び地域経済の活性化に寄与するコンテンツの充実及び国内外に向かた積極的発信に一層努めること。
- 字幕放送、解説放送及び手話放送について、「放送分野における情報アクセシビリティに関する指針」(平成30年2月)を踏まえ、抜粋を図ること。特に、地域放送局における大規模災害時等の字幕放送、ニーズが高い番組での解説放送等の一層の充実を図ることとともに、手話放送の充実に取り組むこと。また、音声認識による字幕制作システムの研究、音声ガイドの自動生成システムの研究、日本語の文章を手話CGに翻訳する技術の研究等、放送サービスの高度化に向けた研究を一層推進すること。

## 2 国際放送の充実等による総合的な海外情報発信の強化

- 我が国の中重要な政策及び国際問題に対する公的見解並びに我が国の経済・社会・地域及び文化の動向や実情を正しく伝えることがこれまで以上に重要になつていていることを踏まえ、我が国に対する正しい認識・理解・関心を培い、普及させるとともに、国際交流・親善の増進、経済交流の発展、地方創生の推進等に資するよう国際放送のより一層の充実・強化を図ること。
- 特に、テレビ国際放送である「NHKワールド JAPAN」については、引き続き、国際放送子会社の強化、外国で視聴されるための視点や技能を備えた優れた人材の育成・確保等を通じた効果的な実施体制の確立、多言語化も含めたニュース番組や我が国及び地域の実情や魅力を伝える番組の充実、それを踏まえたインターネットの活用、海外事業者との連携等による国内外の受信環境の整備等の取組を、世界各国のニーズや視聴実態をよく把握しつつ効果的かつ積極的に推進すること。その際、これらの取組の成果となる認知度等について、世界の国際放送の中で協会の占める位置が分かるような具体的指標を設定し、PDCAサイクルの強化に努めること。
- 訪日観光客の増加、先端技術・サービスや日本各地の産品等への需要拡大等、地方創生、経済成長及び国際社会における我が国のプレゼンス向上に資するため、株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構の活用も含めた放送コンテンツの戦略的かつ積極的な海外展開等を通じ、総合的な海外情報発信の強化に努めること。
- 3 4K・8K放送の積極的推進及びインターネット活用業務に関する関係者間連携等
- 4K・8K放送については、BSによる試験放送の着実な実施、他の放送事業者による再放送やパブリックビューイング等の活用による視聴機会の拡大等、平成30年12月に予定される実用放送の円滑な開始に向けた取組を引き続き進めてこと。

○ また、実用放送の早期かつ円滑な普及に向けては、「4K・8K放送推進連絡協議会」での議論を踏まえ、他の放送事業者、受信機メーカー等の関連団体・事業者との連携の下、視聴可能受信機やサービス内容に関する国民・視聴者への情報提供、左旋円偏波の受信環境の整備を適切に行うことにより、公共放送の担い手としての先導的役割を果たすこと。

○ 地上デジタル放送日本方式の国際展開については、採用国において専門家派遣を含む技術支援の要望が引き続きであることから、これまでの寄与も踏まえ、引き続き、採用国における円滑なデジタル放送への移行に向けた取組等を実施すること。

- インターネット活用業務については、将来の環境変化を踏まえ、何よりも国民・視聴者のニーズに応えるサービスとする必要があるところ、我が国の放送サービス向上の観点から、インターネット同時配信に関する試験的提供を含め、その成果の分析等を踏まえた公共放送の担い手としての実施のニーズや意義の明確化、民間放送事業者等の関係者間での共有や相互連携等に努めること。また、災害情報の多元的な伝達手段確保の観点から、災害報道のインターネット同時配信の充実に引き続き努めること。また、「NHKオンデマンド」についても、併せて、今後のサービスの在り方について検討するとともに、引き続き、収支の一層の改善に努めること。
- 4K・8K放送及びインターネット活用業務の実施に当たっては、視聴者利益を拡大する観点から総合的に取り組むこと。その際、関係者の意見を十分に踏まえつつ、サービスの高度化の積極的推進や医療、教育等放送以外の分野での利活用・国際展開等への寄与とともに、国民・視聴者が安心して利用できるようするための環境整備に努めること。

## 4 経営改革の推進

- 平成29年には、職員による受信料着服やタクシー券不正使用、委託法人社員による不正な契約手続、個人情報が記載された受信料関係振票の委託先での紛失等の不祥事が相次いで明らかになつた。これらの不祥事は、受信料収入によって成り立つ協会に対する国民・視聴者の信頼を著しく損なうものであると言わざるを得ない。再発防止に向け、方バナンスの強化とコンプライアンスの徹底に組織を挙げて全力で取り組むとともに、受信料に係る契約・収納等業務全般、協会全体の個人情報保護対策に關し、総点検を行った上で、抜本的な再発防止策を講じること。
- 子会社の業務範囲の適正化等、子会社の在り方をゼロベースで見直す抜本的な改革については、引き続き取組を加速し、早急に結論を得ること。なお、子会社の利益剰余金の協会への適正な還元については、子会社からの配当の拡大について、引き続き検討を行うこと。
- 女性職員の採用及び役員(監査委員を除く。以下同じ。)・管理職への登用を積極的に拡大するとともに、特に役員・管理職への登用拡大については、自らが定めた「行動計画」(平成28年3月15日)に記載している「平成32年の女性管理職の割合を10%以上にする」という目標達成に向けた取組を確実に実施していくことに加え、ワークライフバランスに関する取組の一層の充実、女性の活躍に関する情報の積極的な公表等、女性の活躍に向けた取組を更に加速させること。
- 平成25年7月に首都圏放送センターの記者が長時間労働による過労で亡くなられたことを重く受け止め、二度と働き過ぎによって尊い命が失われるこことのないよう、適正な労務管理や不断の「働き方改革」に徹底して取り組むこと。とりわけ、「働き方改革」は政府の重要な課題であり、協会においても最重要事項の一つと捉え、経営委員会、監査委員会、執行部がそれぞれの役割を適切に果たしながら推進できるよう、ガバナンスの点検・強化に真摯に取り組むこと。
- 協会の経営は国民・視聴者の受信料によって支えられていることから、コスト意識を持ち要員数の削減も視野に入れた業務の合理化・効率化、経営・業務に係る情報公開の推進、調達に係る取引の透明化・経費削減、関連団体への業務委託についての競争性の向上等透明性・適正性の向上、外部制作事業者の活用等、従来指摘してきた事項についても、引き続き取組の徹底を図ること。

<p>○ 4K・8K放送の普及段階を見据えた衛星放送の在り方等、既存の業務全体の見直しについて、公共放送の扱い手として真に適当なものであるか、国民各層や関係事業者の意見も幅広く聞きながら早急に検討を進め、遅くとも2021年度からの経営計画に反映させるべく速やかに結論を得ること。</p> <p>5 受信料の公平負担に向けた取組等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 受信料の公平負担に向けて、[NHK経営計画2018—2020年度]に掲げる支払率の毎年度1%向上を達成できるよう、未契約者及び未払者対策を着実に実施すること。</li> <li>○ 上記の対策についての現状分析と課題の整理を行ふとともに、受信料の公平負担の確保に必要な施策等について検討すること。また、上記の対策に要する営業経費については、不断の見直しを行い、徹底した節減に努めること。</li> <li>○ 平成29年12月6日、最高裁判所において放送法第64条第1項の規定が合憲である旨の判決がなされた際、協会の財政的基盤を安定的に確保するためには、協会が、国民・視聴者に対し、放送法に定められた協会の目的、業務内容等を説明するなどして、受信契約の締結に理解が得られるよう努め、これに応じて受信契約を締結する国民・視聴者に支えられて運営されていくことが望ましい旨判断されたところであり、受信契約の勧奨等に際しては、公共放送の役割や受信料制度の意義も含めて丁寧な説明を行い、国民・視聴者の理解を得るよう努めること。</li> <li>○ 受信料についても、国民・視聴者にとって納得感のあるものとしていく必要があり、受信料の公平負担を徹底するほか、業務の合理化・効率化を進め、その利益を国民・視聴者に適切に還元していくといった取組が求められるところ、平成29年度末には924億円の財政安定のための繰越金を有する見込みであること、「NHK経営計画2018—2020年度」では事業収入が3年間で198億円増加する計画となっていること、及び近年は事業収支差金が年度当初の計画を大幅に上回る状況が続いていることを踏まえ、上記「4 経営改革の推進」で示した既存業務全体についての見直しを進め、受信料額の引下げの可能性を含め、将来の環境変化にも対応できるよう、受信料の在り方について検討すること。</li> <li>6 東日本大震災等からの復興への貢献と公共放送の機能の強制化等</li> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 東日本大震災から7年を経る中、震災被害の風化を防ぐ観点からも、平成28年4月に発生した熊本地震等も含め、復興状況を伝えるニュースや番組の充実等を通じて、引き続き、風評被害払拭への取組を含め、被災地の復興への取組を支援すること。また、福島原発事故に関連して引き続き必要となる地上デジタル放送の受信環境整備等に適切に取り組むこと。</li> <li>○ 緊急報道対応設備の整備等を通じて、引き続き、首都直下地震や南海トラフ地震等の大規模災害に備えた公共放送の機能の強制化を図ること。</li> <li>○ サイバーセキュリティ基本法に定める重要な社会基盤事業者として、引き続き、サイバーセキュリティの確保に取り組むこと。</li> </ul> </ul>	<p>7 放送センター建替</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 放送センターの建替については、その経費が受信料により賄われることを十分認識し、平成28年8月に策定・公表した「基本計画」の合理性・妥当性等、国民・視聴者の理解が得られるよう、説明を尽くすこと。また、設計業者、施工業者の選定に当たっては、客觀性・透明性を十分に確保すること。</li> <li>○ 地方からの情報発信、地方創生への貢献の観点から、あるいは、災害時のバックアップ機能の充実の観点から、機能の地方分散についても積極的に検討すること。</li> </ul>
---	---







## 官報(号外)

平成三十年三月三十日

参議院会議録第十号

投票者氏名

林芳正君	藤川福岡	古川俊治君	舞立昇治君	松川るい君	松村政人君	丸川俊治君	松川政人君	藤川福岡	芳正君
藤井基之君	堀井巖君	祥史君	珠代君	亨君	伸吾君	真山和也君	和也君	藤井基之君	芳正君
平野達男君	牧野たかお君	新平君	丸山和也君	幸久君	眞山勇一君	眞治君	輝彦君	平野達男君	芳正君
平野基之君	堀井巖君	政司君	洋一君	柳田稔君	森本增子	森本真治君	眞治君	平野基之君	芳正君
藤井眞也君	福山政司君	和也君	柳田稔君	柳田穎治君	柳田洋一君	柳本洋一君	柳本洋一君	藤井眞也君	芳正君

平野達男君	藤井基之君	長浜工リ君	國義君	眞敷君	眞敷君	眞敷君	眞敷君	平野達男君	芳正君
藤井眞也君	堀井巖君	福岡工リ君	國義君	眞敷君	眞敷君	眞敷君	眞敷君	藤井眞也君	芳正君
藤井眞也君	福山政司君	福岡工リ君	國義君	眞敷君	眞敷君	眞敷君	眞敷君	藤井眞也君	芳正君
堀井巖君	丸山和也君	和也君	和也君	和也君	和也君	和也君	和也君	堀井巖君	芳正君
福山政司君	柳本洋一君	福山政司君	芳正君						

那谷屋正義君	羽田雄一郎君	難波獎二君	片山虎之助君	清水貴之君	藤巻健史君	青木愛君	福島みづほ君	ゆうこ君	森ゆうこ君
浜野吉雄君	鉢呂吉雄君	鉢呂吉雄君	舟山康江君	宮澤由佳君	宮澤由佳君	宮澤由佳君	宮澤由佳君	浜野吉雄君	吉雄君
浜野喜史君	矢田わか子君	矢田わか子君	吉川喜文君	森屋宏君	森屋宏君	森屋宏君	森屋宏君	浜野喜史君	吉雄君
牧山ひろえ君	吉川喜文君	吉川喜文君	元榮太一郎君	山崎正昭君	山崎正昭君	山崎正昭君	山崎正昭君	牧山ひろえ君	吉雄君
舟山康江君	柳本卓治君	柳本卓治君	柳本卓治君	柳本卓治君	柳本卓治君	柳本卓治君	柳本卓治君	舟山康江君	吉雄君

片山高志君	那谷屋正義君								
那谷屋正義君									
那谷屋正義君									
那谷屋正義君									
那谷屋正義君									

片山大介君									
片山大介君									
片山大介君									
片山大介君									
片山大介君									

宇都隆史君	江島潔君	小野田紀美君	大家敏志君	大野泰正君	岡田廣君	太田房江君	岡田直樹君	岡田直樹君	岡田直樹君
宇都隆史君	江島潔君	小野田紀美君	大家敏志君	大野泰正君	岡田廣君	太田房江君	岡田直樹君	岡田直樹君	岡田直樹君
宇都隆史君	江島潔君	小野田紀美君	大家敏志君	大野泰正君	岡田廣君	太田房江君	岡田直樹君	岡田直樹君	岡田直樹君
宇都隆史君	江島潔君	小野田紀美君	大家敏志君	大野泰正君	岡田廣君	太田房江君	岡田直樹君	岡田直樹君	岡田直樹君
宇都隆史君	江島潔君	小野田紀美君	大家敏志君	大野泰正君	岡田廣君	太田房江君	岡田直樹君	岡田直樹君	岡田直樹君

上野通子君	衛藤晟一君	小野田紀美君	大家敏志君	大野泰正君	岡田直樹君	岡田直樹君	岡田直樹君	岡田直樹君	岡田直樹君
上野通子君	衛藤晟一君	小野田紀美君	大家敏志君	大野泰正君	岡田直樹君	岡田直樹君	岡田直樹君	岡田直樹君	岡田直樹君
上野通子君	衛藤晟一君	小野田紀美君	大家敏志君	大野泰正君	岡田直樹君	岡田直樹君	岡田直樹君	岡田直樹君	岡田直樹君
上野通子君	衛藤晟一君	小野田紀美君	大家敏志君	大野泰正君	岡田直樹君	岡田直樹君	岡田直樹君	岡田直樹君	岡田直樹君
上野通子君	衛藤晟一君	小野田紀美君	大家敏志君	大野泰正君	岡田直樹君	岡田直樹君	岡田直樹君	岡田直樹君	岡田直樹君

馬場成志君									
馬場成志君									
馬場成志君									
馬場成志君									
馬場成志君									





平成三十年三月三十日 参議院会議録第十号

投票者氏名

松川 るい君	松村 祥史君	丸山 和也君	三原じゅん子君	水落 敏栄君	宮沢 洋一君	宮本 周司君	森 まさこ君	柳本 卓治君	山下 雄平君	山田 俊男君	吉川 沙織君	吉川 喜文君	森屋 喜文君	溝手 伸吾君	三宅 伸吾君	丸川 亨君	三木 亨君	森上 新平君
--------	--------	--------	---------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	-------	--------

浜野 喜史君	藤田 浜口	白 野田	長浜 德永	杉尾 芝	小林 正夫君	川合 孝典君	大島九州男君	大野 元裕君	小川 勝也君	伊藤 孝恵君	渡辺 美知太郎君	吉川ゆうみ君	和田 政宗君	山本 一太君	山田 宏君	山崎 正昭君	山田 修路君	山田 宏君	森屋 喜文君	溝手 顯正君	三木 顯正君	丸川 珠代君
--------	-------	------	-------	------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	----------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------

幸久君	渡辺 幸久君	喜美君	平山佐知子君	郡司 彰君	平山佐知子君	中山 恭子君	蓮 龍平君	江崎 孝君	室井 邦彦君	高木かおり君	儀間 光男君	片山 大介君	横山 浅田	石井 均君	片山 信一君	矢倉 克夫君	浜田 昌良君	三浦 信祐君	吉田 博美君	山本 順三君	吉田 博美君	舟山 康江君
-----	--------	-----	--------	-------	--------	--------	-------	-------	--------	--------	--------	--------	-------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

山口 和之君	山口 藤末	山口 行田	山口 風間	山口 清水	山口 片山虎之助君	山口 宮崎	山口 若松	山口 謙維君	山口 山本	山口 平木	山口 谷合	山口 谷合	山口 西田	山口 寶生君	山口 岩見	山口 里見	山口 高瀬	山口 熊野	山口 佐々木さやか君	山口 増子	真山 勇一君
--------	-------	-------	-------	-------	-----------	-------	-------	--------	-------	-------	-------	-------	-------	--------	-------	-------	-------	-------	------------	-------	--------

岡田 直樹君	岡田 大野君	大家 敏志君	小野田紀美君	アントニオ猪木君	平山佐知子君	平山佐知子君	中山 恭子君	蓮 龍平君	江崎 孝君	室井 邦彦君	高木かおり君	儀間 光男君	片山 大介君	横山 浅田	石井 均君	片山 信一君	矢倉 克夫君	浜田 昌良君	三浦 信祐君	吉田 博美君	舟山 康江君
--------	--------	--------	--------	----------	--------	--------	--------	-------	-------	--------	--------	--------	--------	-------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

岡田 広君	岡田 太田君	房江君	大沼みづほ君	尾辻 秀久君	大沼みづほ君	大沼みづほ君	小川 江島君	宇都 潔君	宇都 陽輔君	宇都 隆史君	岩井 通子君	岩井 茂樹君	岩井 仁彦君	石井 井原君	猪口 邦子君	石井 浩郎君	朝日健太郎君	青山 繁晴君	青山 繁晴君	足立 敏之君	足立 敏之君	井上 哲士君
-------	--------	-----	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

松山 政司君	松下 新平君	牧野たかお君	堀井 巍君	藤木 基之君	藤井 基之君	藤井 基之君	橋本 聖子君	橋本 聖子君	野村 哲郎君	野村 哲郎君	中野 正志君	中野 正志君	二之湯 智君	二之湯 智君	西田 昌司君	西田 昌司君	中曾根弘文君	中曾根弘文君	中西 哲君	中西 哲君	木村 義雄君
--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	-------	--------

丸川 珠代君	丸川 松村君	丸川 舞立君	丸川 古川君	丸川 福岡君	丸川 羽生田君	丸川 野上君	丸川 岩谷君	金子原二郎君												
--------	--------	--------	--------	--------	---------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

日程第八 放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件(衆議院送付)  
賛成者氏名

一二三九名

日程第八 放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件(衆議院送付)  
賛成者氏名

反対者氏名

一二三名

官報(号外)

平成三十年三月三十日 参議院会議録第十号 投票者氏名

丸山 和也君	三原じゅん子君	水落 敏栄君	宮澤 洋一君	宮本 周司君	森 まさこ君	柳本 卓治君	山下 雄平君	山田 俊男君	山谷えり子君	山本 順三君	吉田 博美君	石上 俊雄君	渡邊 猛之君	神本 美恵子君	小川 敏夫君	大塚 耕平君	磯崎 哲史君	古賀 之士君	櫻井 充君	榛葉賀津也君	田名部匡代君	那谷屋正義君	難波 燐二君	羽田雄一郎君	鉢呂 吉雄君	浜野 喜史君	舟山 康江君	牧山ひろえ君	
三木 伸吾君	溝手 顯正君	宮島 喜文君	元榮太一郎君	森屋 宏君	山崎 正昭君	山田 修路君	吉川ゆうみ君	山田 宏君	吉川ゆうみ君	和田 政宗君	伊藤 孝恵君	渡辺 美知太郎君	足立 信也君	伊藤 孝恵君	大島九州男君	川合 孝典君	小林 正夫君	嘉隆君	秀哉君	博行君	國義君	エリ君	秀哉君	徳永 長浜君	白 野田	藤尾 芝	浜口 藤田	眞山 増子	輝彦君
亨君	三宅 伸吾君	喜文君	元榮太一郎君	森屋 宏君	正昭君	修路君	弘美君	宏君	弘美君	政宗君	孝恵君	美知太郎君	信也君	秀哉君	昌良君	昌良君	信祐君	秀規君	昌良君	通宏君	正夫君	正夫君							
柳田 稔君	秋野 公造君	河野 義博君	佐々木さやか君	矢田わか子君	吉川 沙織君	伊藤 孝江君	魚住裕一郎君	正士君	高瀬 弘美君	竹谷とし子君	新妻 秀規君	佐々木さやか君	正士君	隆治君	正士君	弘美君	秀規君	昌良君	通宏君	正夫君	正夫君								
森本 真治君	宮沢 由佳君	柳田 稔君	柳田 稔君	柳田 稔君	柳田 稔君	柳田 稔君	柳田 稔君	柳田 稔君	柳田 稔君	柳田 稔君	柳田 稔君	柳田 稔君	柳田 稔君	柳田 稔君	柳田 稔君	柳田 稔君	柳田 稔君	柳田 稔君	柳田 稔君	柳田 稔君	柳田 稔君	柳田 稔君	柳田 稔君	柳田 稔君	柳田 稔君	柳田 稔君	柳田 稔君	柳田 稔君	

反対者氏名

川田 龍平君	蓮 筋君	中山 恭子君	アントニオ猪木君	伊波 洋一君	平山佐知子君	郡司 彰君
行田 邦子君	福山 哲郎君	松沢 成文君	薬師寺みちよ君	山口 延三君	糸数 慶子君	藤末 健三君
福山 哲郎君	行田 邦子君	松沢 成文君	薬師寺みちよ君	糸数 慶子君	藤末 健三君	山口 延三君
蓮 筋君	川田 龍平君	中山 恭子君	アントニオ猪木君	伊波 洋一君	平山佐知子君	郡司 彰君

○名

官 報 (号 外)

平成三十年三月三十日 参議院会議録第十号

明治  
三十五年三月三十日  
郵便  
物認可

発行所
二東京一〇五番地虎ノ門二丁目
独立行政法人國立印刷局
電話
03 (3587) 4294
定価
本号一部 (本体 二三六円 二三〇円)